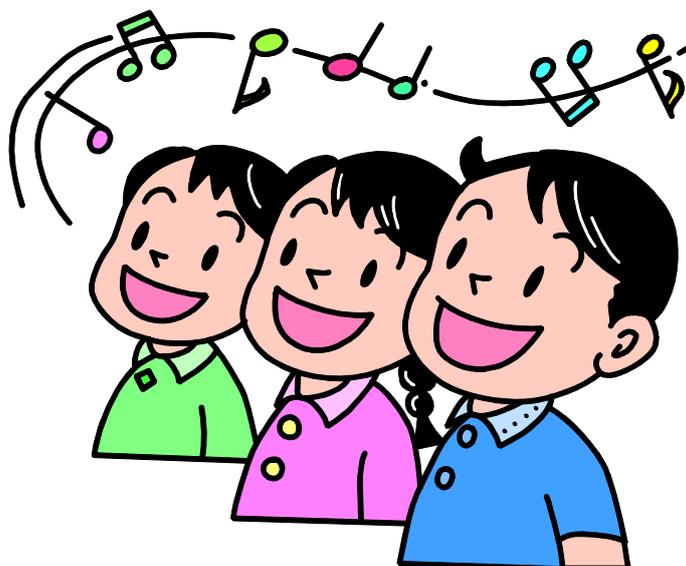


「キラリと輝く子どもの笑顔」が絶えない伊方をめざして

伊方町次世代育成支援後期行動計画



平成22年3月

伊 方 町

あいさつ

伊方町は、平成17年4月1日に伊方町、瀬戸町、三崎町の三つの町が合併して誕生しました。町では、佐田岬半島の暮らしを支えてきた先人達が築いたまちづくりの礎を受け継ぎながら、「協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり」を将来像とし、町民と行政がともに歩むまちづくりに取り組んでいます。

このまちづくりにおいては、男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現や、町民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら生活することができ、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスの推進が重要となっています。

国では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、急速に進んでいる少子化の流れを変えるために様々な取り組みが各地で展開されています。その成果は様々な分野において表れていますが、まだまだ流れを変えるまでには至っておらず、少子化の要因となる、私たちを取り巻く制度・慣行の中には、改善すべき事項も多いのではないかと考えるところであります。

本町におきましても、平成17年3月に合併前の旧3町で策定した「次世代育成支援行動計画」（前期計画）が平成21年度で終了することから、これまでの総括を行い、引き続き「子育て・子育て」支援を進めていき、取り組むべき課題や、社会の情勢の変化や新たな課題に対応するために「伊方町次世代育成支援後期行動計画」を策定致しました。

今後、子どもたちが安心して健やかに成長するために、保護者や行政のみならず、町民の皆様や関係機関の方々がそれぞれの立場で、時には連携し協働で支援を行いながら、この計画を着実に推進していきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご協力を賜りました伊方町次世代育成支援行動計画策定委員会の皆様、また、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝し、厚くお礼を申し上げます。



平成22年3月

伊方町長 山下 和彦

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本的な視点	4

第2章 子育て・子育てに関する現状と課題

1	親と子を取り巻く状況	5
(1)	人口と世帯の構造	5
(2)	出生の状況	8
(3)	婚姻・離婚の状況	9
(4)	就労状況	11
(5)	女性の就労状況	13
(6)	子どもと子育て家庭の状況（住民意向調査結果より）	14
2	前期計画の評価	24
(1)	基本目標別取り組みの現状と課題	24
(2)	後期計画の主要な課題	29

第3章 行動計画

1	子どもの人口推計	31
2	計画の施策体系	32
3	重点的な取り組み	33
4	具体的な取り組み	34
	基本目標1 地域における子育ての支援	34
	施策の方向(1) 子育て支援の充実	34
	施策の方向(2) 保育サービス等の充実	37
	基本目標2 保健・医療体制の充実	39
	施策の方向(1) 母子の健康の保持増進	39
	施策の方向(2) 「食育」の推進	42
	施策の方向(3) 思春期保健対策の充実	43
	施策の方向(4) 小児医療の充実	44

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	45
施策の方向(1) 次代の親の育成	45
施策の方向(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実	46
施策の方向(3) 家庭や地域の教育力の向上	48
基本目標4 安全・安心のまちづくり	50
施策の方向(1) 安心して外出できる環境の整備	50
施策の方向(2) 防犯・防災対策の推進	51
基本目標5 仕事と家庭・地域生活の両立支援	52
施策の方向(1) 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進	53
施策の方向(2) 子育てとの両立支援	54
施策の方向(3) 父親の家庭生活への参画促進	55
基本目標6 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援	55
施策の方向(1) 児童虐待防止対策及び対応の充実	56
施策の方向(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	57
施策の方向(3) 障害のある児童や家庭への支援の充実	57
5 目標事業量	58

第4章 計画の推進体制

1 関係団体等との連携・協働	59
2 計画の周知	59
3 計画の点検・評価	59

資料編 計画策定の経緯と用語の説明

1 伊方町次世代育成支援後期行動計画策定の経緯	61
2 用語の説明	64

(本編の該当用語の右上に※を付けています。また、同じ頁に同じ用語が複数か所ある場合は、最初の用語に※を付けています。)

第**1**章



計画の概要

1 計画策定の趣旨

■国では・・・

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法[※]」が制定され、平成17年に施行されました。これ以降も、国においては、日本の経済社会に深刻な影響を与える急速な少子化[※]の流れを変えるため、平成17年には「子ども・子育て応援プラン[※]」、平成18年には「新しい少子化対策について[※]」、平成19年には「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略[※]」「仕事と生活の調和憲章[※]」「仕事と生活の調和推進のための行動指針[※]」、平成20年には「新待機児童ゼロ作戦[※]」「5つの安心プラン[※]」などを相次いで取りまとめています。

合計特殊出生率（15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計で、人々の1年間の子どもの産み方を示す指数）は、平成20年には1.37と過去最低だった平成17年の1.26を上回ってきていますが、長期的に人口を維持できる2.07よりかなり低い水準であり、このまま推移すると人口減傾向は今後も続くことが予測されています。

少子化の要因として、親となる世代が縮小してきた人口規模と晩婚化や未婚化の結婚の仕方の変化、結婚後の出生ペースの変化などがあげられます。結婚の仕方の変化や結婚後の出生ペースの変化は、働き方や消費生活のあり方、男女や家族のあり方などの社会関係や価値観の変化・多様化などが関係しています。なかでも、長時間労働の問題は男性の家事や子育てなどの参加が期待できない中で、女性の負担感を強めるとともに、女性の就労継続自体を難しくしています。

国は、少子化対策の柱としてワーク・ライフ・バランス[※]を掲げていますが、これは企業に負うところが大きいことから、企業、地域等と一体となってゆとりある生活の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

■伊方町では・・・

伊方町においては少子高齢化の進行が著しく、昭和60年当時には0～14歳の年少人口が3,191人で、総人口に占める割合が18.3%だったものが、平成21年には1,134人、総人口に占める割合が9.5%と大きく減少しています。

このような中で、伊方町も「次世代育成支援対策推進法」に基づき「伊方町次世代育成支援行動計画」（前期計画）を平成17年3月に策定し、「地域全体での子育て・子育ての支援」及び「子育て・子育てに関する意識啓発の推進」を重点として取り組んできました。

少子化が進む中、次代を担う若い世代が安心して子どもを産み育てるとともに、子どもたちが住み続け明日の伊方を築いていくため、次世代育成支援は伊方町にとって重要な課題の1つです。「伊方町次世代育成支援行動計画」（前期計画）は平成21年度で終了することから、引き続き次世代育成支援に取り組んでいくため、「伊方町次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める市町村行動計画です。また、平成19年3月策定のまちづくりの基本指針である「伊方町総合計画」（基本構想：平成18年度～平成27年度）の子育ち・子育てにかかわる個別計画として位置づけられるとともに、平成21年3月策定の「伊方町障害福祉計画（第2期）」や「伊方町第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「伊方町健康増進計画」、平成19年3月策定の「伊方町障害者計画」との整合に留意しています。

さらに、この計画は、次代を担う子どもの自立支援、地域の中で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないよう、すべての子育て家庭の支援策を総合的・計画的に進めていくための方向を示すとともに、保育計画や母子保健計画を内包する計画です。

■次世代育成支援対策推進法第8条ノ（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的に、10年間の時限立法として成立しました。そのため、行動計画は前期・後期それぞれ5年間として策定することになっていて、前期計画は平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としています。

したがって、この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とするものです。

■計画期間

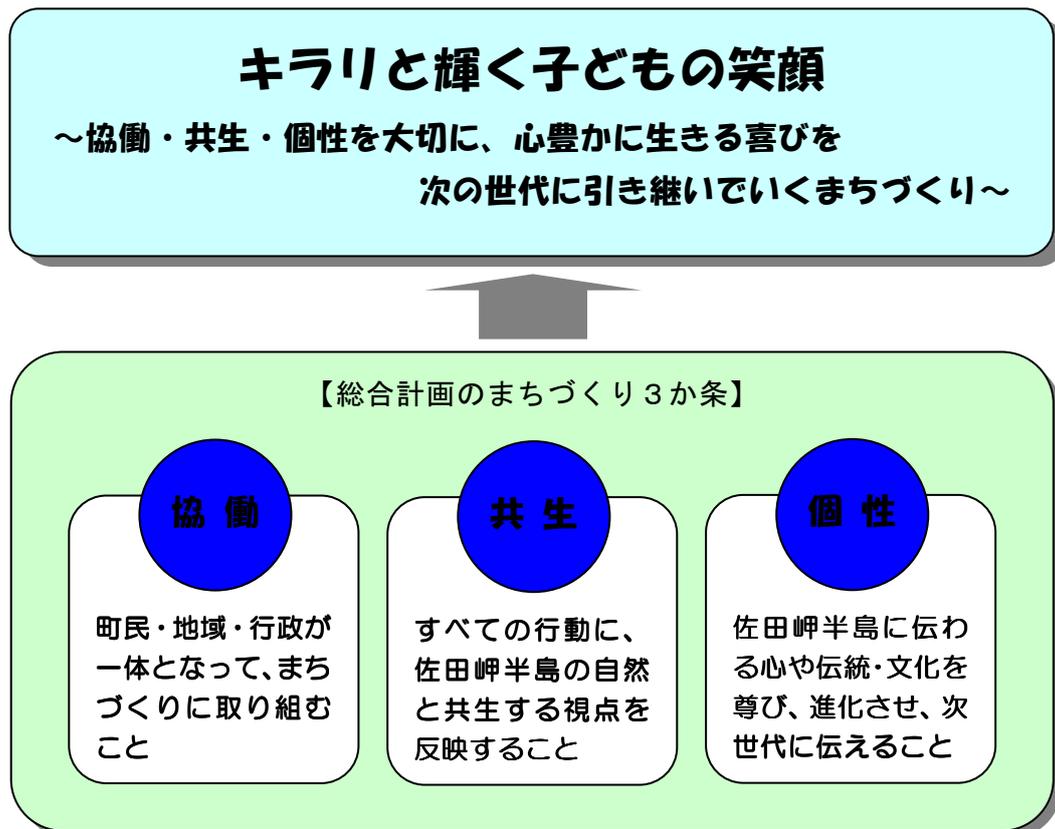
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画									
					後期計画				

4 計画の基本理念

「伊方町次世代育成支援行動計画」（前期計画）は、子育て・子育て[※]をみんなで支えることで、子どもを生子・育てたいと考えることができるよう、また、子どもがまちに誇りを持ち、住み続けることができるよう、「未来への希望の輝きを持った子どもを増やす」という思いと新町建設計画で掲げられた「キラリ」をキーワードとして、基本理念を「キラリと輝く子どもの笑顔」としています。

合併後の平成19年3月策定の「伊方町総合計画」では、心豊かに生きるという喜びが次の世代にやさしく広がるまちをめざし、町民・地域・行政が一体（協働）となり、豊かな自然と共生した暮らし、先人から受け継いだ心や伝統・文化を尊び、進化させ、次世代に伝えていくこと（個性）を大切に、将来像を「よろこびの風薫るまち 伊方～協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり～」としています。

今回策定しました「伊方町次世代育成支援後期行動計画」では、前期計画で設定した基本理念を引き継ぐとともに、「伊方町総合計画」のめざす将来の姿を踏まえ、基本理念を次のように定めます。



5 計画の基本的な視点

国においては、「後期行動計画」の策定にあたり、基本的な視点として前期計画に掲げた8つの視点に新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」を加えました。伊方町の計画策定にあたってこうした視点について重視するとともに、前期計画に引き続きこれらの視点を総合的に配慮し、「子育て・子育て」支援を進めていくものとします。

子どもは次代を担う親となるまちの宝です。子どもの減少とゲーム遊びの隆盛の中で集団遊びの機会の減少とコミュニケーション能力の低下、児童虐待、引きこもりなど子どもを取り巻く環境は必ずしも良いとはいえない中で、世代を超えた人と人とのふれあいの中で、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持ち、また、次の代に人としての営みや伊方のまちで心豊かに生きるという喜びをつないでいくことが重要です。

今後、子どもたちが安心して健やかに成長するためには、親などの保護者が子育ての第一義的な責任を有することの認識を持っていただくとともに、子どもの育ちや保護者の子育てを行政のみならず、地域住民や地域団体、企業、商店、福祉施設などがそれぞれの立場で、時には連携し協働で支援を行っていくことが求められ、伊方町はそのための啓発や情報交換、意見交換等に努めます。

<前期計画の基本的な視点>

- ① **子どもの視点**
⇒子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮
- ② **次代の親づくりという視点**
⇒豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように育成
- ③ **サービス利用者の視点**
⇒多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に関する利用者のニーズに対応
- ④ **社会全体による支援の視点**
⇒多様な担い手の協働の下に対策を進める
- ⑤ **すべての子どもと家庭への支援の視点**
⇒これまでの「子育てと仕事の両立支援」だけではない、すべての親と子への支援
- ⑥ **地域における社会資源の効果的な活用の視点**
⇒まちの資源を再発見し、子育てへ活かす
- ⑦ **サービスの質の視点**
⇒人材の資質の向上、情報公開、サービス評価の推進
- ⑧ **地域特性の視点**
⇒まちの特性を見出し、子育て・子育てに活かす



<後期計画で新たに追加された基本的な視点>

- ⑨ **仕事と生活の調和の実現の視点**
⇒働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組む

第2章



子育て・子育てに関する現状と課題

1 親と子を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の構造

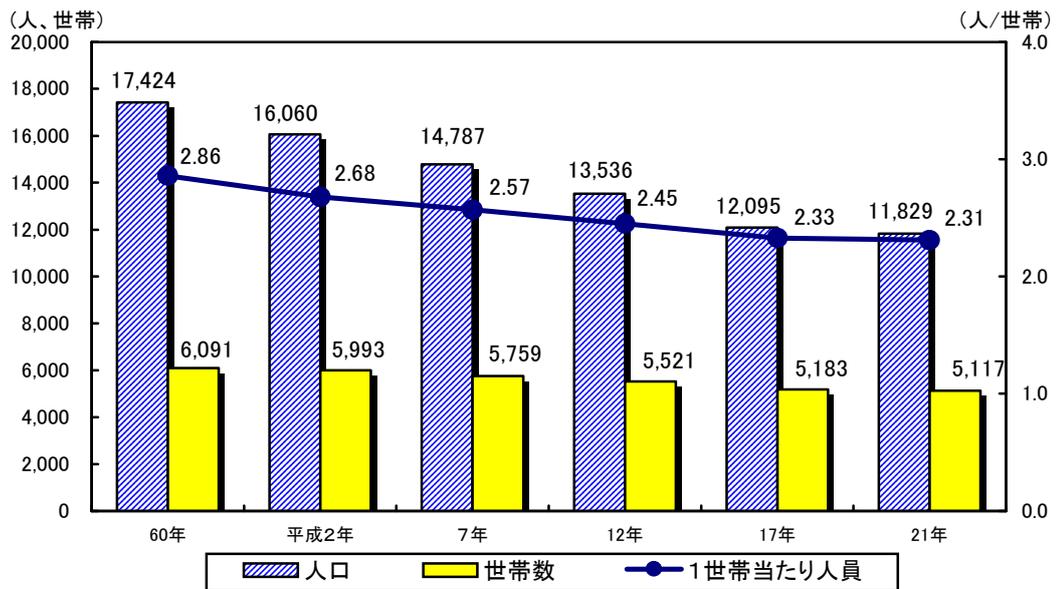
① 総人口・総世帯数の推移

国勢調査による伊方町の総人口は減少が続いており、平成17年には12,095人となり、昭和60年の17,424人のおよそ7割となっています。また、住民基本台帳による平成21年8月末現在の総人口は、11,829人となっています。

総世帯数も総人口と同様に減少の一途をたどり、昭和60年の6,091世帯が平成17年には5,183世帯、また、平成21年8月末現在では5,117世帯となっています。

1世帯当たり人員は昭和60年の2.86人が平成17年には2.33人となり、平成21年では2.31人と世帯規模の縮小がわずかながら進み、社会全体での子育て支援の重要性が増しています。

■伊方町の総人口・総世帯数の推移



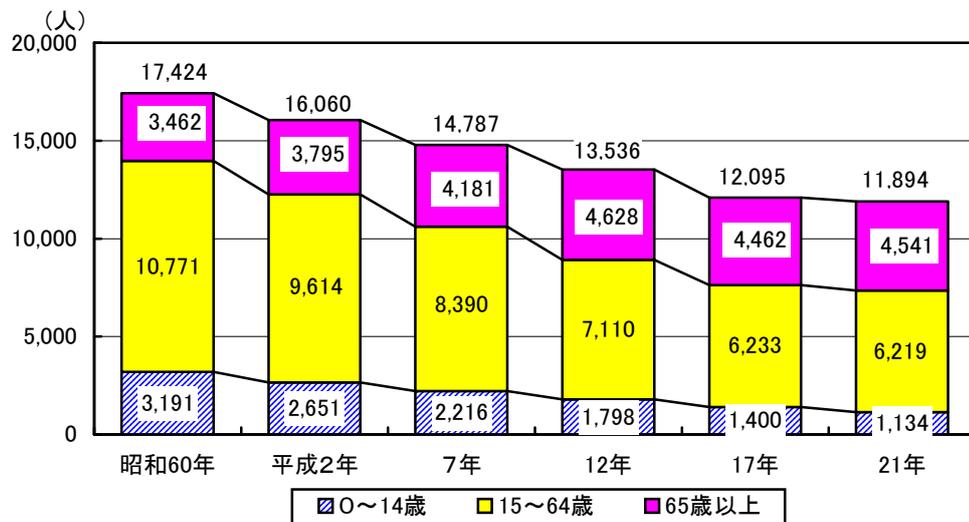
資料：平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)
平成21年は住民基本台帳(8月末現在)

② 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の3,191人が、平成17年には1,400人にまで減少し、平成21年の住民基本台帳人口では1,134人とさらに減少を続けています。

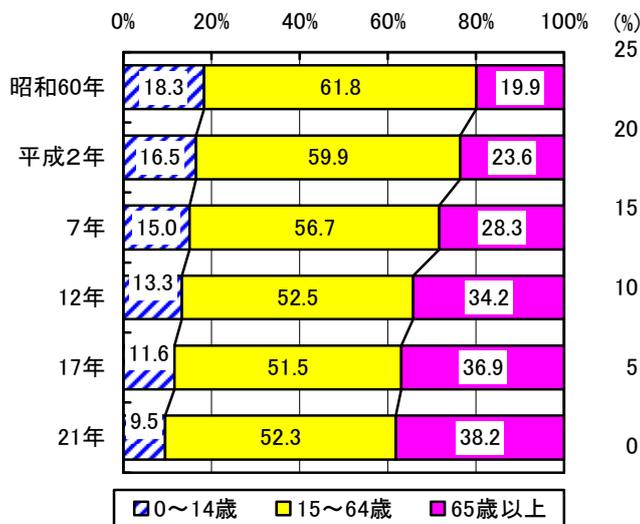
0～14歳の年少人口の総人口に占める割合は、昭和60年の18.3%が平成17年には11.6%に、平成21年では9.5%と1割を割っています。全国や愛媛県の水準からみると5年程度早く少子化^{*}が進んでいます。

■ 年齢3区分別人口の推移



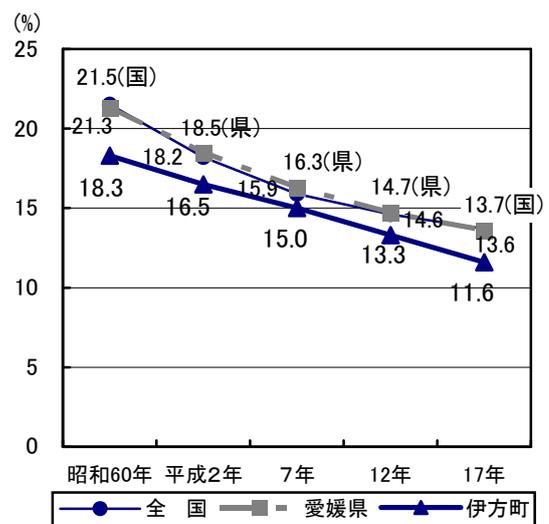
資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成21年は住民基本台帳（4月1日現在）
注）棒グラフの上の数値は総人口

■ 年齢3区分別人口構成の推移



資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳（4月1日現在）

■ 年少人口率の推移



資料：各年国勢調査

③ 母子・父子世帯の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。平成17年は、母子・父子世帯合わせて48世帯で、平成12年の61世帯よりも減少しています。特に母子世帯は平成12年の47世帯が37世帯と減少数が父子世帯に比べて多くなっています。

平成17年の母子世帯率（一般世帯千世帯当たりの母子世帯数）は7.15で、愛媛県の17.95や全国の15.27の半分以下と低い状況です。一方、父子世帯率は2.12で、愛媛県の2.27や全国の1.88と大差ありません。

■母子・父子世帯の状況

	平成12年	平成17年		平成17年世帯率	
		世帯数	世帯率	愛媛県	全 国
母子世帯	47	37	7.15	17.95	15.27
うち6歳未満の子ども のいる世帯	7	7	1.35	3.91	3.32
父子世帯	14	11	2.12	2.27	1.88
うち6歳未満の子ども のいる世帯	1	1	0.19	0.21	0.19
合 計	61	48	9.27	20.22	17.15
うち6歳未満の子ども のいる世帯	8	8	1.55	4.12	3.51

資料：国勢調査

注)世帯率は、一般世帯千世帯当たりの世帯数(千分率・%)

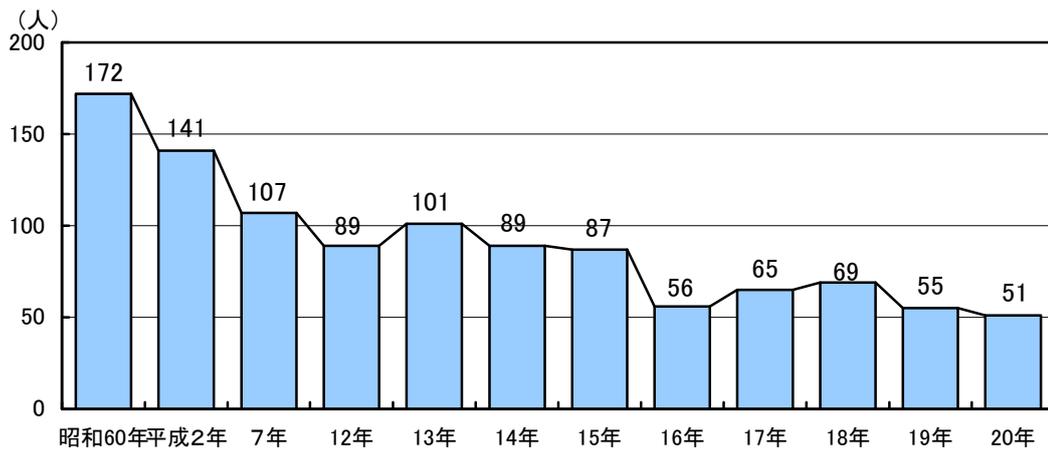


(2) 出生の状況

① 出生数の推移

伊方町の出生数は、年次により増減があるものの減少傾向にあり、昭和60年には172人でしたが、平成20年には51人となっています。

■ 出生数の推移

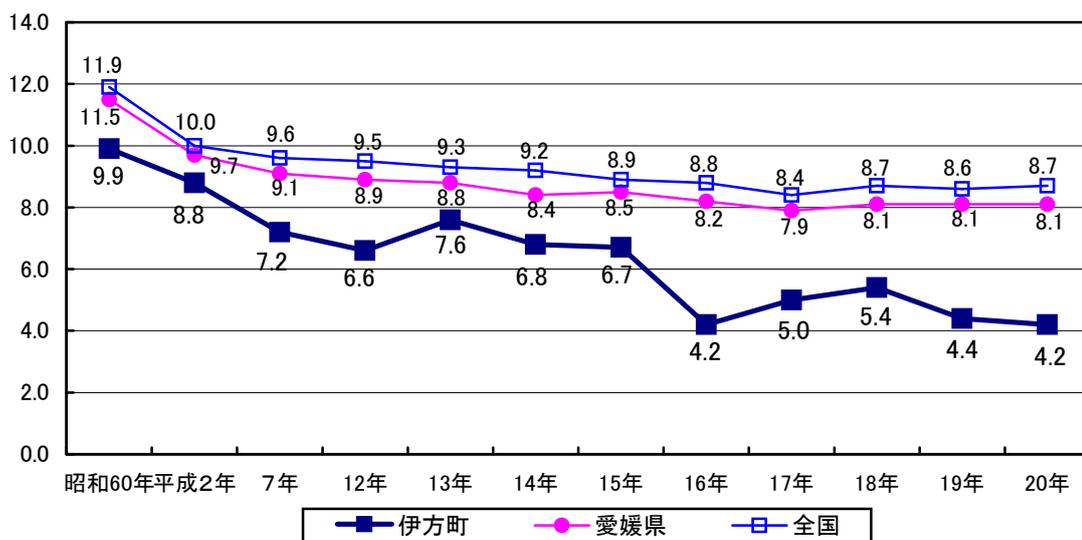


資料：中央保健センター調べ

② 出生率の推移

出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国及び愛媛県よりも低い水準で推移し、昭和60年の9.9が平成20年には4.2になっています。

■ 出生率の推移



資料：中央保健センター調べ

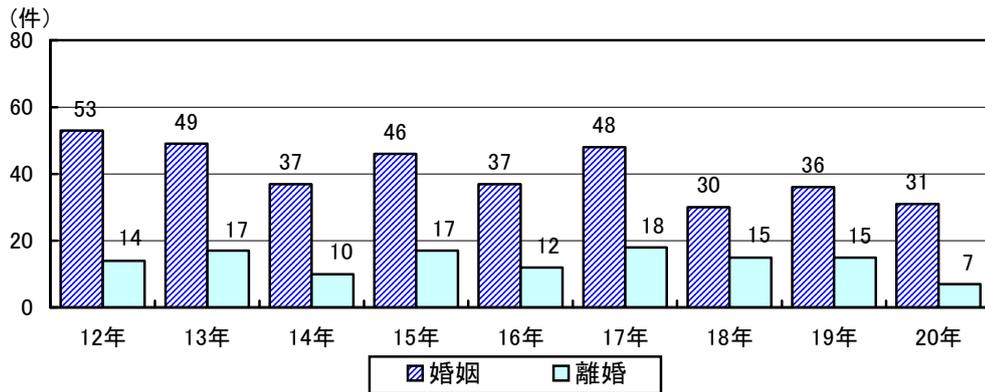
(3) 婚姻・離婚状況の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

伊方町の婚姻件数の推移を平成12年以降でみると、平成12年の53件をピークに増減があるものの減少傾向にあり、平成20年は31件となっています。

一方、離婚件数は増減があるものの20件以内で推移し、平成20年は7件と少なくなっています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

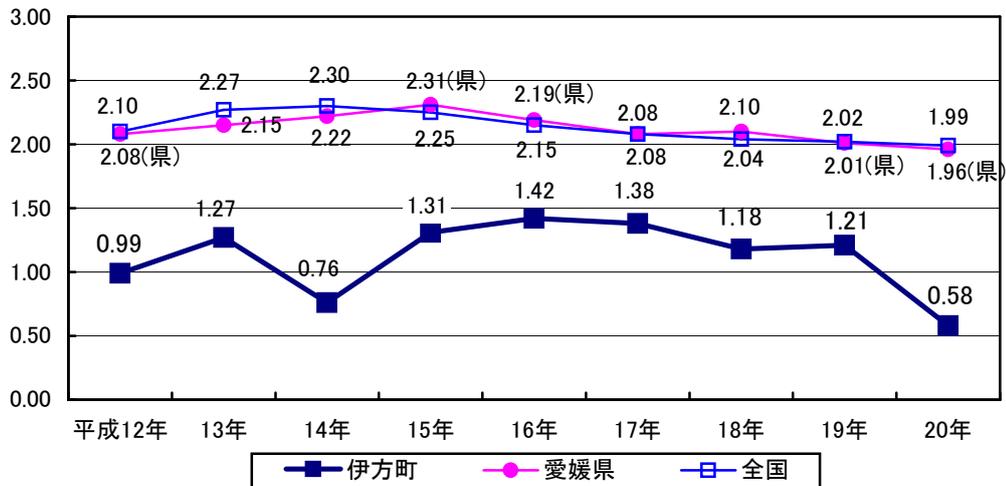


資料：保健統計年鑑

② 離婚率の推移

離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は、全国及び愛媛県よりも低い水準で推移していますが、特に平成20年は0.58と平成12年以降最低となっています。

■ 離婚率の推移



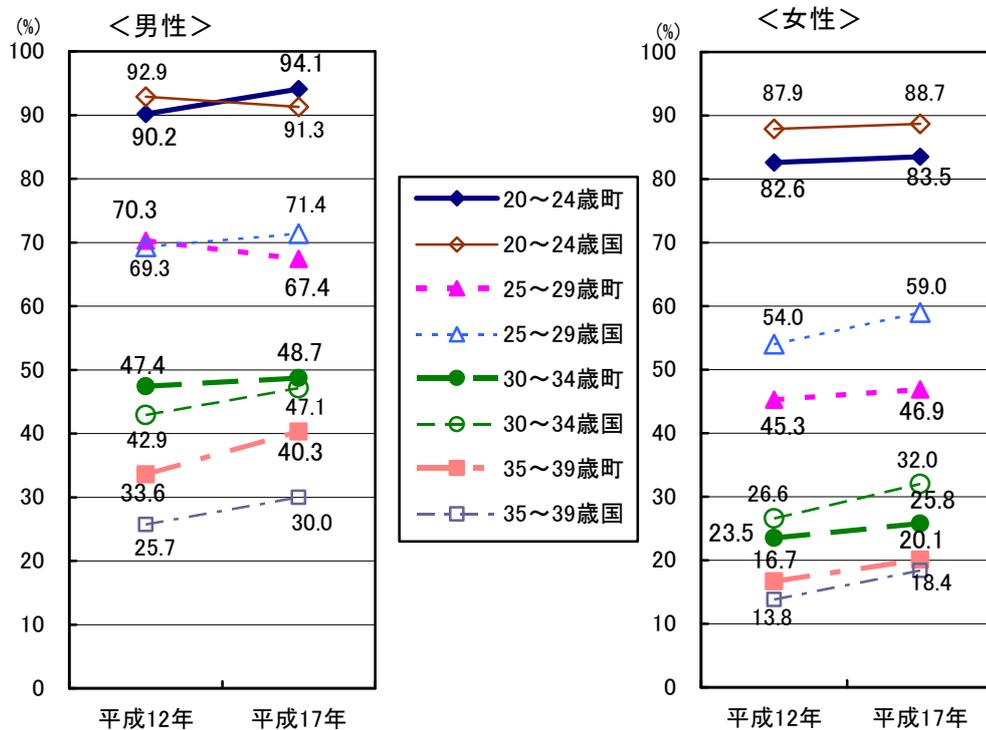
資料：全国、愛媛県は人口動態総覧で、伊方町は町調べ

③ 未婚率の推移

国勢調査から男女別に未婚率の推移をみると、平成12年から平成17年にかけて20～24歳は男性の場合、全国が低下したのに対して3.9ポイント上昇し、全国水準よりも高くなっています。女性も0.9ポイントですが上昇していますが、全国水準に比べて5.2ポイントも低い状況です。

その他の年齢層では、25～29歳の男性の未婚率が低下した以外は、男女共に未婚率が上昇しています。特に男女共に35～39歳の上昇が著しく、男性は6.7ポイント、女性は3.4ポイント高くなっています。また、この年齢層は全国水準を上回っています。

■性別・年齢5歳階級別未婚率の推移



資料：両年国勢調査



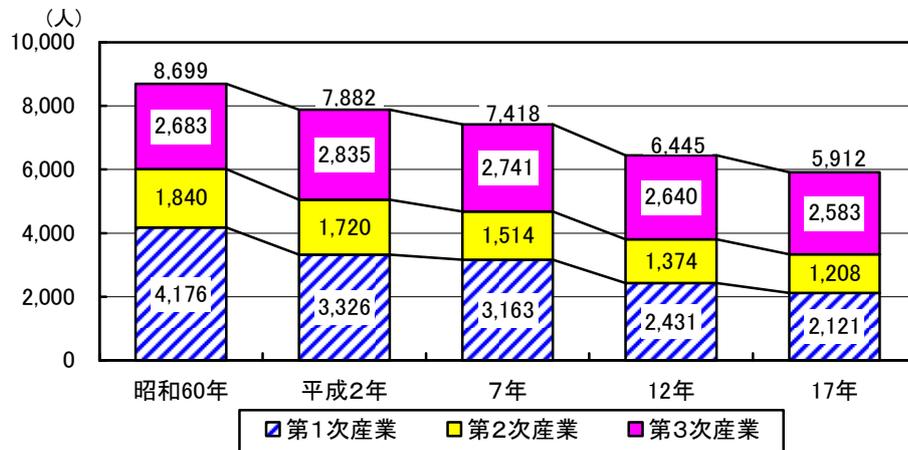
(4) 就労状況

① 産業3分類別人口

伊方町の産業3分類別就業者数の推移をみると、第1次産業は昭和60年の4,176人が平成17年には2,121人とおよそ半数に減少し、第2次産業は昭和60年の1,840人が平成17年には1,208人とおよそ3分の2に、第3次産業は平成2年には増加したものの、その後少しずつ減少し、平成17年には2,583人で、昭和60年の96.3%となっています。

産業3分類別の構成比の推移をみると、第1次産業は昭和60年の48.0%が平成17年には35.9%と低下したものの、15歳以上の就業者のおよそ3分の1は農林水産業に従事していて、愛媛県の9.4%や全国の4.8%に比べて高いものになっています。

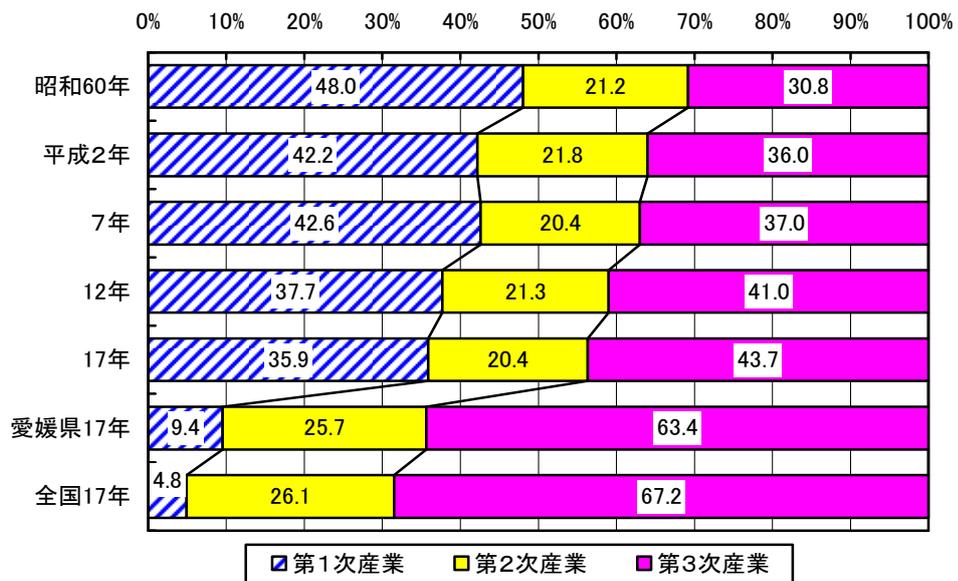
■ 産業3分類別人口の推移



資料: 各年国勢調査

注) 棒グラフの上の数値は、就業者総数

■ 産業3分類別就業者数の構成比の推移



資料: 各年国勢調査

② 昼間人口指数

伊方町の昼間人口指数（夜間の常住人口に対する昼間の人口の率）は、平成7年の旧3町平均の99.7%が平成12年には100.9%に、合併後の平成17年には103.8%と高くなっていて、町外からの通勤による流入のほうが流出よりも多くなっています。

平成17年の昼間人口指数を性別の年齢5歳階級別で見ると、15～19歳は男性が54.5%、女性は57.2%と低く、高校等の通学による流出が多くなっています。男性はこれ以外の年齢層では70～84歳を除くと100%を超え、特に20歳代から40歳代の各年齢層で120%を超えて高くなっています。一方、女性は30～34歳と75歳以上を除くと100%を割り、女性の就業者は町外流出のほうが多くなっています。

■ 昼間人口指数の推移

項目	平成7年	平成12年	平成17年
伊方町	99.7	100.9	103.8
愛媛県	100.1	100.1	100.1

資料：各年国勢調査

■ 年齢5歳階級別昼間指数（平成17年）

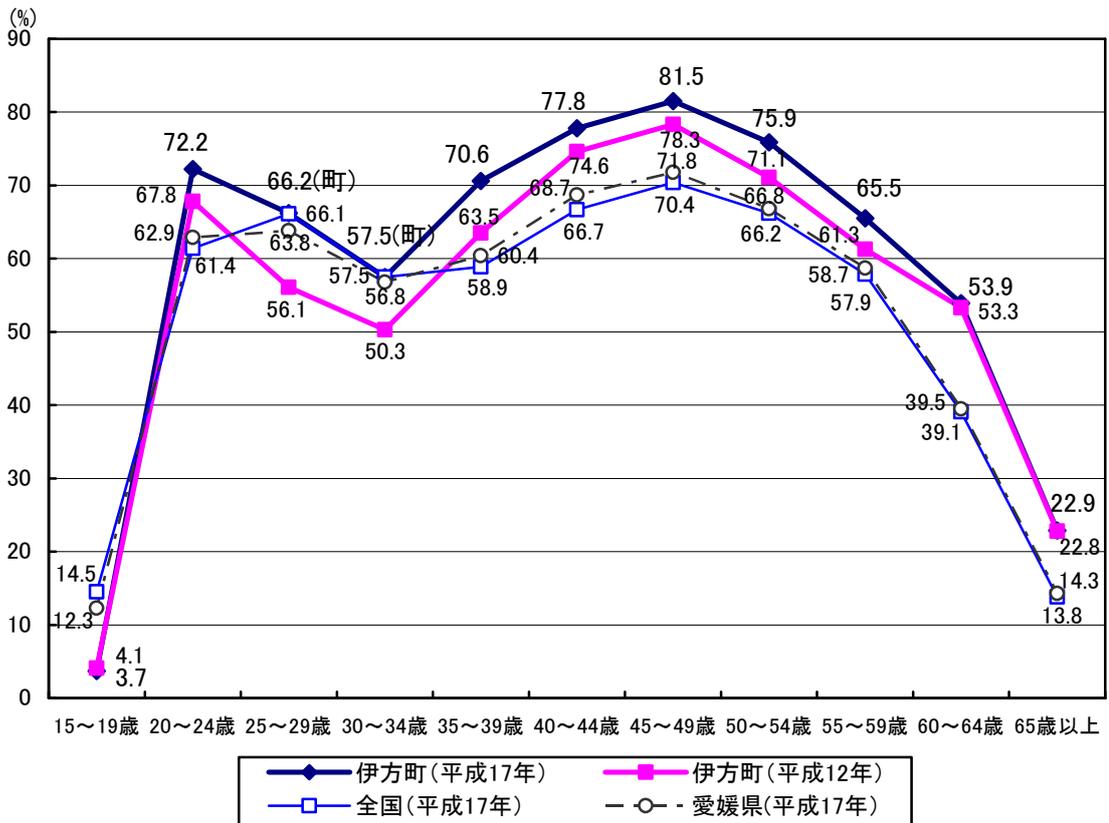
年齢	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間人口指数		
			全体	男性	女性
15歳未満	1,399	1,400	99.9	99.9	100.0
15～19歳	284	509	55.8	54.5	57.2
20～24歳	273	232	117.7	140.0	86.6
25～29歳	520	446	116.6	136.8	93.2
30～34歳	639	478	133.7	166.4	101.3
35～39歳	616	527	116.9	141.5	95.0
40～44歳	744	614	121.2	148.4	93.0
45～49歳	865	766	112.9	126.4	96.2
50～54歳	943	897	105.1	112.3	96.9
55～59歳	961	943	101.9	109.7	92.9
60～64歳	838	821	102.1	106.7	98.5
65～69歳	963	950	101.4	103.3	99.8
70～74歳	1,175	1,178	99.7	99.8	99.7
75～79歳	1,067	1,069	99.8	99.5	100.0
80～84歳	710	711	99.9	99.6	100.0
85歳以上	554	554	100.0	100.0	100.0
合計	12,551	12,095	103.8	112.0	96.4

資料：国勢調査

(5) 女性の就労状況

伊方町の女性の就労状況を平成17年の5歳階級別の就業率で見ると、15～19歳は全国より10.8ポイント、愛媛県より8.6ポイントそれぞれ低い状況ですが、30～34歳を除く各年齢層は全国及び愛媛県よりも高い就業率となっています。乳幼児の子育て期の25～29歳、30～34歳は特に平成12年に比べて就業率が上昇し、25～29歳で10.1ポイント、30～34歳で7.2ポイントも高くなっています。

■女性の年齢階級別就業率の推移



資料：各年国勢調査



(6) 子どもと子育て家庭の状況（住民意向調査結果より）

「伊方町次世代育成支援後期行動計画」策定のための基礎資料とするため、就学前児童及び小学校児童を対象にアンケート調査を実施しました。ここでは、その結果から特徴的な項目についてまとめています（詳しくは資料編を参照してください）。

■住民意向調査の概要

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査地域	伊方町全域	
調査対象	就学前児童(0～5歳児) をもつ保護者	小学校児童(1～6年生) をもつ保護者
調査数	300	359
回収数	235	333
回収率	78.3%	92.8%
抽出方法	就学前児童をもつ世帯 すべて(悉皆調査)	小学校児童をもつ世帯 すべて(悉皆調査)
調査方法	保育所・小学校などの関係機関を通じ配布・回収 一部は郵送による配布・回収	
調査期間	平成21年2月20日～平成21年3月10日	

注) 集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。設問によっては合計が100%にならない場合があります。また、以下のグラフ中のNは回答者数を表しています。複数回答の設問では、合計が100%を超える場合があります。

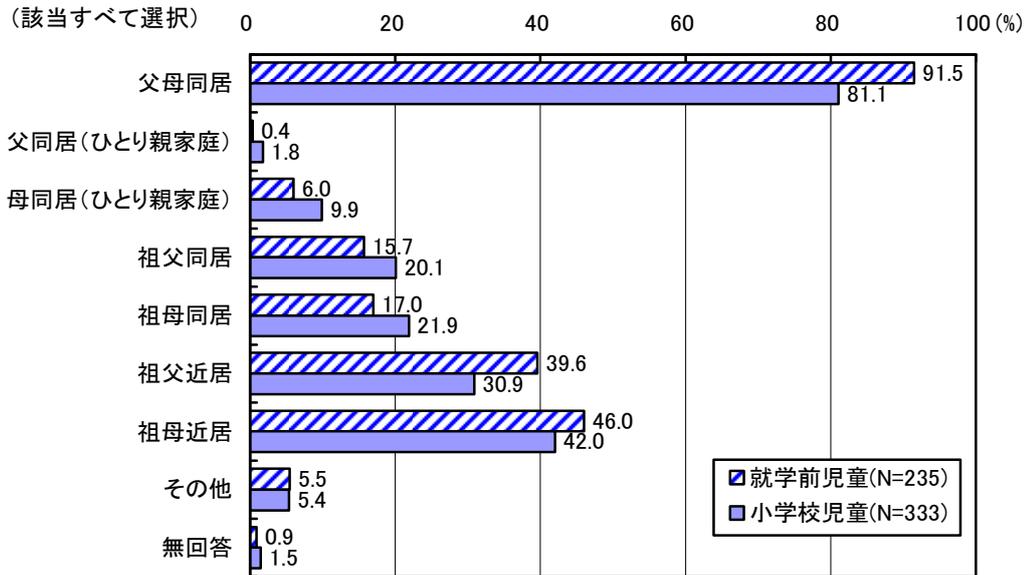
① 子どもとの同居・近居の状況

「父母同居」は就学前児童が91.5%、小学校児童が81.1%で、小学校児童が10.4ポイント低下しています。ひとり親家庭は母子家庭が就学前児童で6.0%、小学校児童で9.9%となっていて、小学校児童が高くなっています。実数では就学前児童が14件で、平成17年の国勢調査の6歳未満の子どもがいる世帯7件よりも多い結果となっていて、平成17年以降に増加していることがうかがえます。父子家庭は就学前児童が0.4%、小学校児童が1.8%で、やはり小学校児童が高くなっています。

また、「祖父同居」や「祖母同居」は就学前児童より小学校児童のほうが高くなり、逆に「祖父近居」や「祖母近居」は小学校児童のほうが低くなります。祖父母が高齢になり、同居を始める場合もあり、その場合は老親の介護の問題も出てきます。

ちなみに、就学前児童の「祖父同居」率は15.7%で、全国調査（厚生労働省が「新待機児童ゼロ作戦」に基づき保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行うため、10歳未満の児童を有する世帯を対象に平成20年8月に実施した調査。以下同様）の15.4%と同程度、「祖母同居」率は17.0%で、全国調査の19.2%より若干低い結果です。小学校児童の「祖父同居」率は20.1%で、全国調査の17.6%より若干高く、「祖母同居」率は21.9%で、全国調査の23.0%よりも低い結果です。

■子どもとの同居・近居の状況

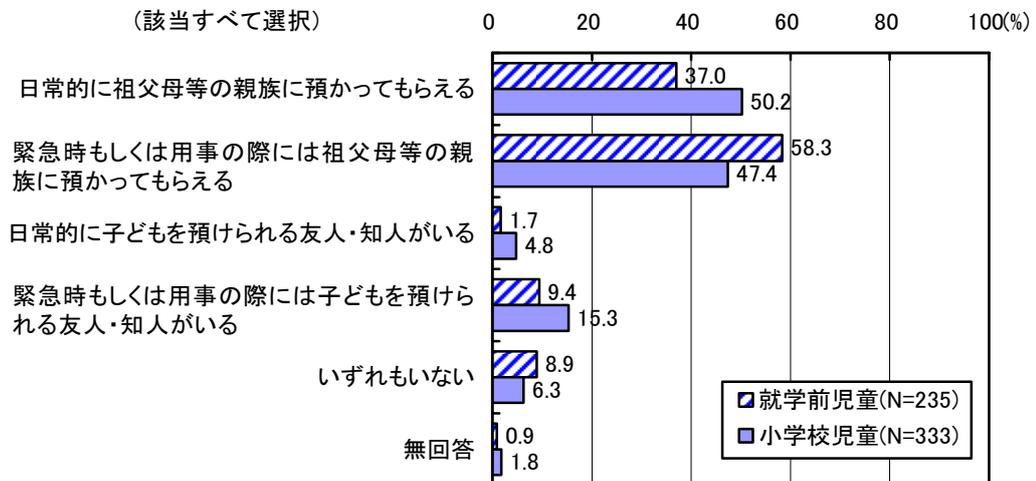


② 日頃、子どもを預かってもらえる人の有無

「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は就学前児童が37.0%、小学校児童が50.2%で、祖父や祖母との同居率が高い小学校児童のほうが高くなっています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」は就学前児童が58.3%、小学校児童が47.4%で、祖父や祖母との近居率が高い就学前児童のほうが高くなっています。

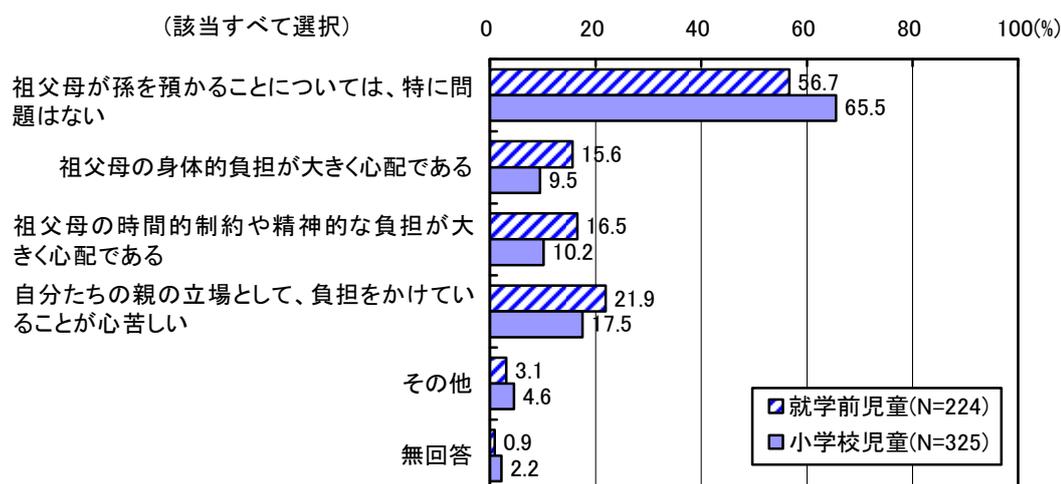
「いずれもない」は、就学前児童が8.9%、小学校児童が6.3%で、全国調査の16.4%、14.1%よりは低いものの、一時的な預かりニーズへの対応を図る必要があります。

■日頃、子どもを預かってもらえる人の有無



また、祖父母に預かってもらえる人について、その状況を見ると、「祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない」が就学前児童が56.7%、小学校児童が65.5%で、無回答を合わせて除いた就学前児童の42.4%、小学校児童の32.3%は何らかの負担をかけることについて心配しています。

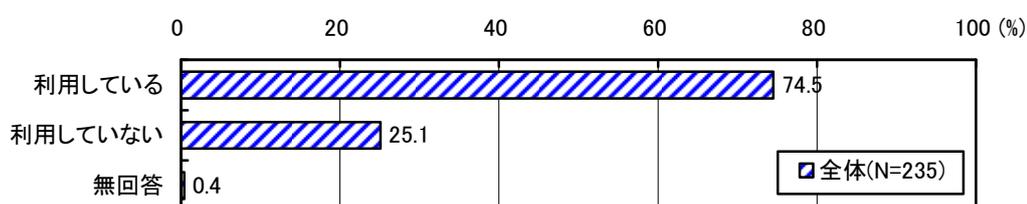
■ 祖父母に預かってもらえる人の状況



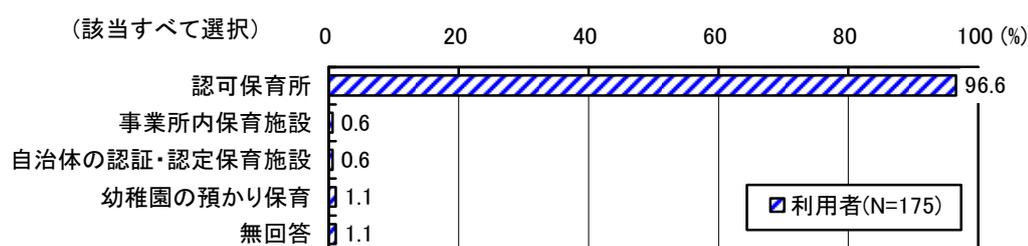
③ 保育サービスの利用状況と今後の利用希望

就学前児童が日頃、定期的に保育サービスを利用している率は、全体では74.5%とおよそ4分の3です。利用者の中では「認可保育所」の利用が96.6%で最も多く、他は「幼稚園の預かり保育」が1.1%、「事業所内保育施設」及び「自治体の認証・認定保育施設」がそれぞれ0.6%です。

■ 保育サービスの利用状況（就学前児童）

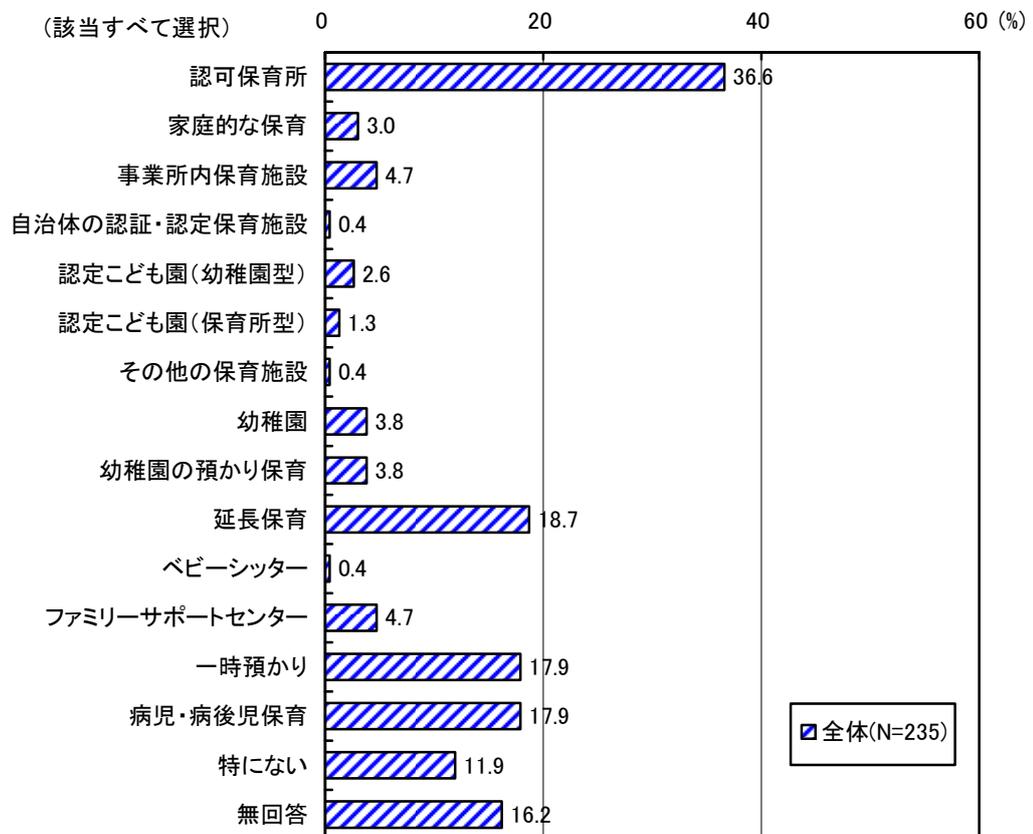


■ 保育サービスの現在の利用状況



今後の希望については、新規利用と現在利用していて利用日数・回数や時間等が不足していると思うサービスを含めて、希望するサービスをすべて挙げてもらいました。「特にない」や無回答を除くと全体の71.9%が希望サービスを挙げています。その中では、「認可保育所」が36.6%で最も多く、「延長保育」が18.7%、現在未実施の「一時預かり」及び「病児・病後児保育」がそれぞれ17.9%などとなっています。また、伊方町にはない「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」がそれぞれ3.8%、未実施の「ファミリーサポートセンター」が4.7%、「家庭的な保育」が3.0%、「認定こども園（幼稚園型）」が2.6%、「認定こども園（保育所型）」が1.3%など率は低いものの、多様なニーズとなっています。

■ 保育サービスの今後の利用希望（新規+利用日数・時間等が不足）



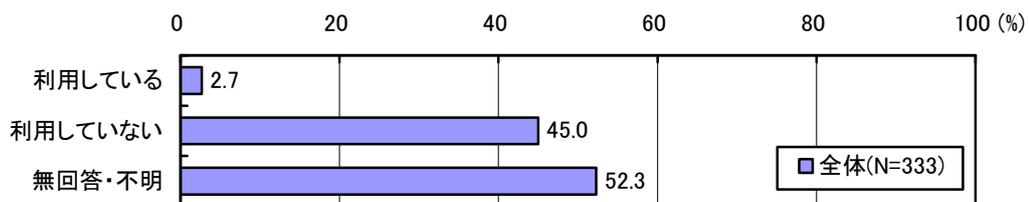
④ 放課後児童クラブの利用状況と今後の利用希望

小学校児童の放課後児童クラブの利用率は、全体では2.7%です。

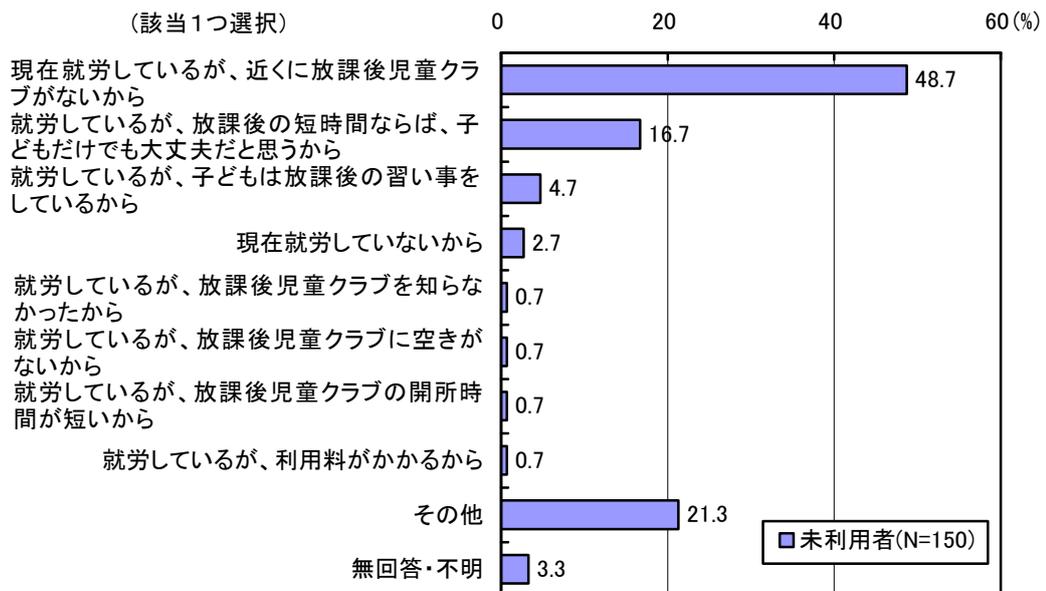
現在、未利用者の利用していない理由のトップは「就労しているが、近くに放課後児童クラブがないから」で未利用者の48.7%とおよそ半数が挙げています。

また、現在、未利用者の今後の利用希望率は16.7%で、小学校児童回答者全体では7.5%となり、現在の利用者と合わせると10.2%となります。

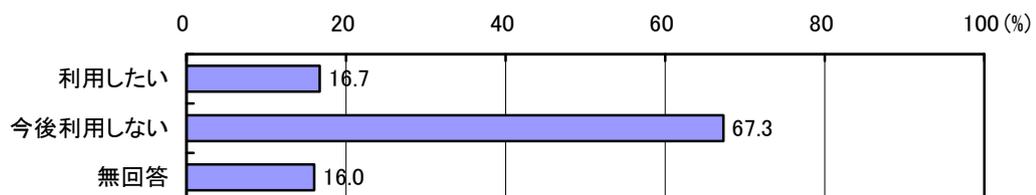
■放課後児童クラブの利用状況（小学校児童）



■放課後児童クラブの未利用の理由



■放課後児童クラブの利用希望



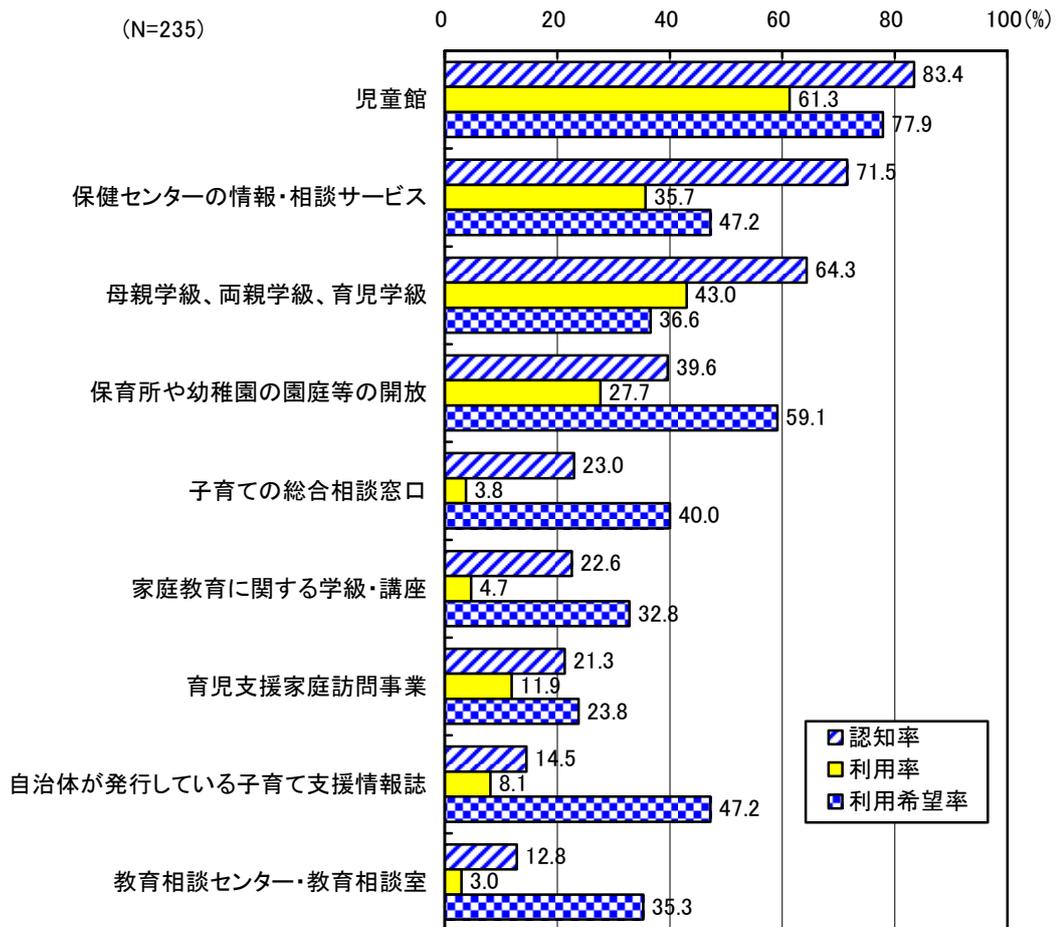
⑤ 子育て支援サービスについて

就学前児童の子育て支援サービスの認知率は、「児童館」が83.4%で最も高く、「保健センターの情報・相談サービス」(71.5%)や「母親学級、両親学級、育児学級」(64.3%)が半数を超えています。一方、「教育相談センター・教育相談室」が12.8%で最も低くなっています。

利用率は「児童館」が61.3%で最も高く、「母親学級、両親学級、育児学級」(43.0%)、「保健センターの情報・相談サービス」(35.7%)、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(27.7%)などと続き、「教育相談センター・教育相談室」が3.0%で最も低くなっています。

今後の利用希望率は、「児童館」が77.9%で最も高く、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(59.1%)、「保健センターの情報・相談サービス」(47.2%)、「自治体が発行している子育て支援情報誌」(47.2%)、「子育ての総合相談窓口」(40.0%)などとなっています。

■子育て支援サービスの認知率、利用率、利用希望率（就学前児童）

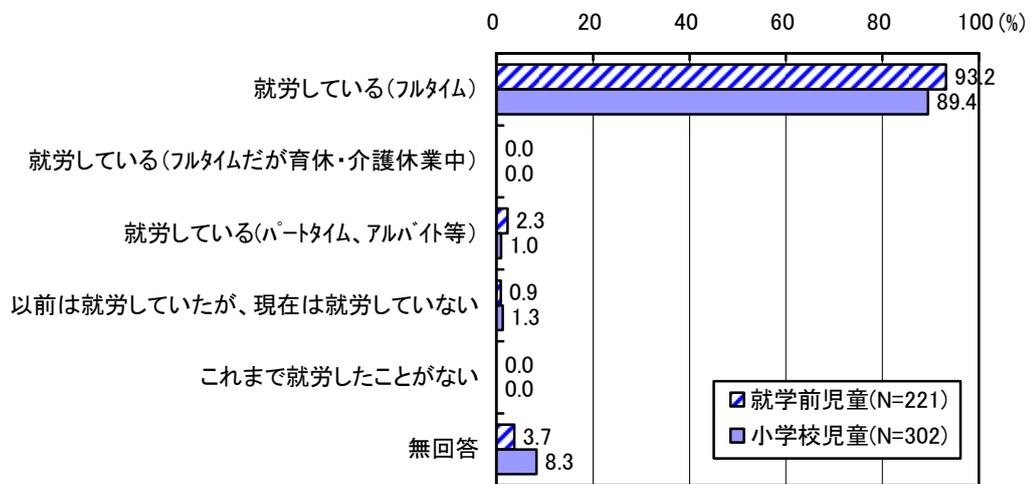


⑥ 親の就労状況

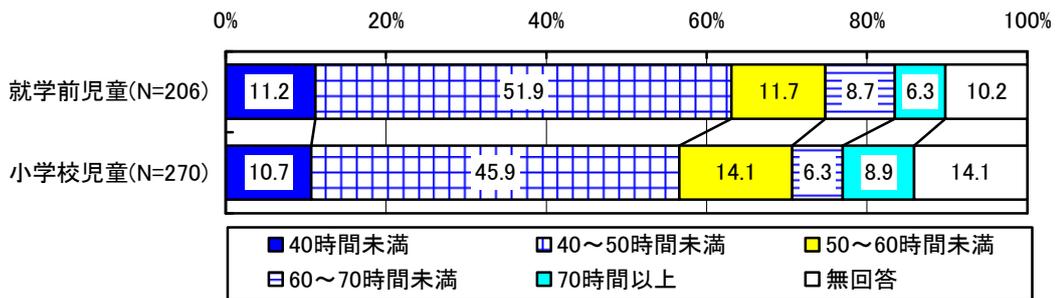
父親の就労率は、就学前児童が95.5%、小学校児童が90.4%で、小学校児童のほうが低くなっています。

フルタイム就労者の1週当たりの就労時間は、就学前児童も小学校児童も「40～50時間未満」率が最も高くなっていますが、残業がある50時間を超える人が就学前児童で26.7%、小学校児童で29.3%とおおよそ3割で、そのうち「70時間以上」という長時間労働が就学前児童で8.9%、小学校児童で6.3%となっています。父親の長時間労働の解消が少子化の解決の鍵ともいえます。

■ 父親の就労状況

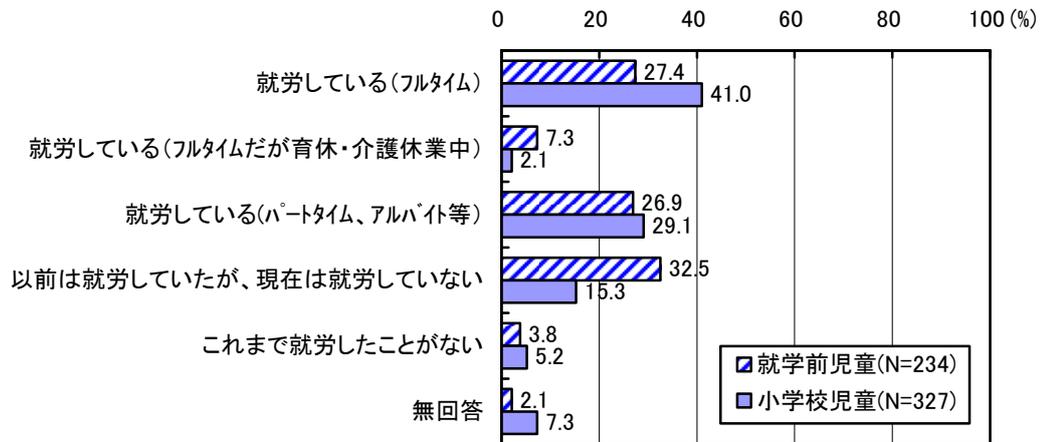


■ 父親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間

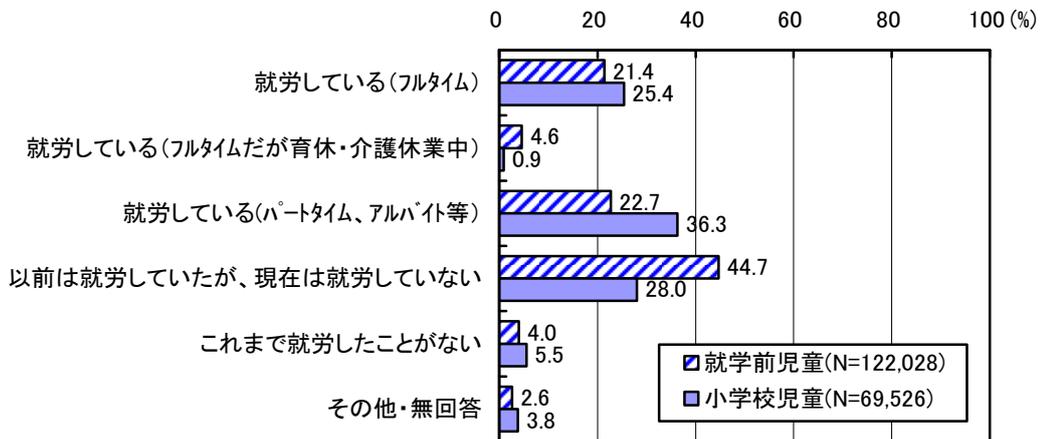


母親の就労率は、就学前児童が61.6%、小学校児童が72.2%で、小学校児童は就学前児童に比べて10.6ポイント増加します。全国調査では就学前児童が48.7%、小学校児童が62.6%で、伊方町はどちらも全国調査を上回り、特に就学前児童の母親の就労率が高いこと、小学校児童のフルタイム就労率が高いことが特徴です。

■ 母親の就労状況



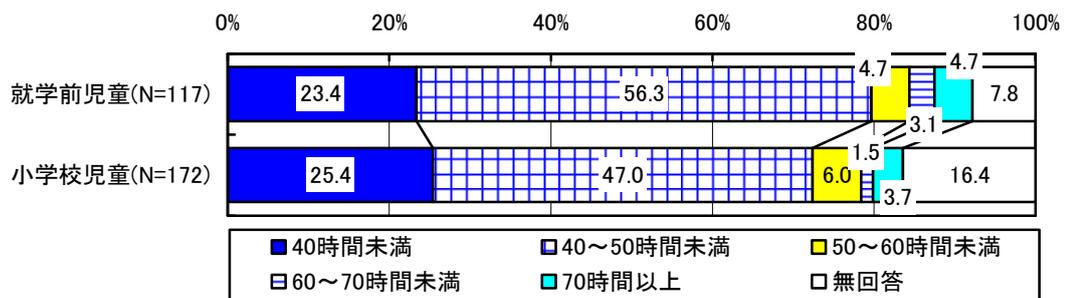
■ 参考－母親の就労状況（全国調査）



注) 小学校児童は低学年のみ

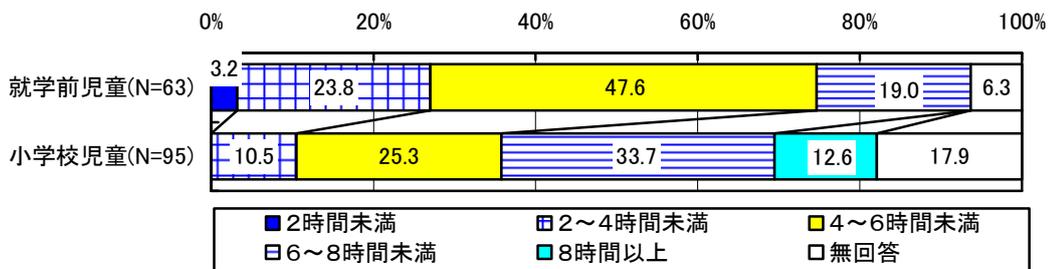
フルタイム就労者の1週当たりの就労時間は、就学前児童も小学校児童も「40～50時間未満」率が最も高くなっていますが、残業がある50時間を超える人が就学前児童で12.5%、小学校児童で11.2%で、そのうち「70時間以上」という長時間労働が就学前児童で4.7%、小学校児童で3.7%となっています。

■ 母親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間



また、パートタイム、アルバイト等就労者の1日当たりの就労時間は、就学前児童では「4～6時間未満」が、小学校児童では「6～8時間未満」が最も高くなっています。<6時間以上>は就学前児童の19.0%に対して小学校児童は46.3%と高くなり、小学校児童になるとパートタイム、アルバイト等就労者も就労時間が長くなっています。

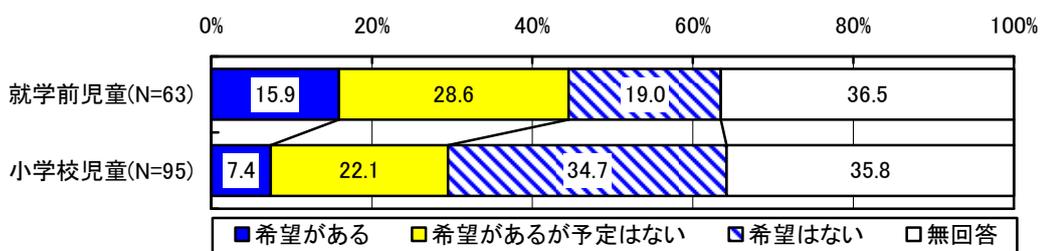
■ 母親のパートタイム、アルバイト等就労者の1日当たりの就労時間



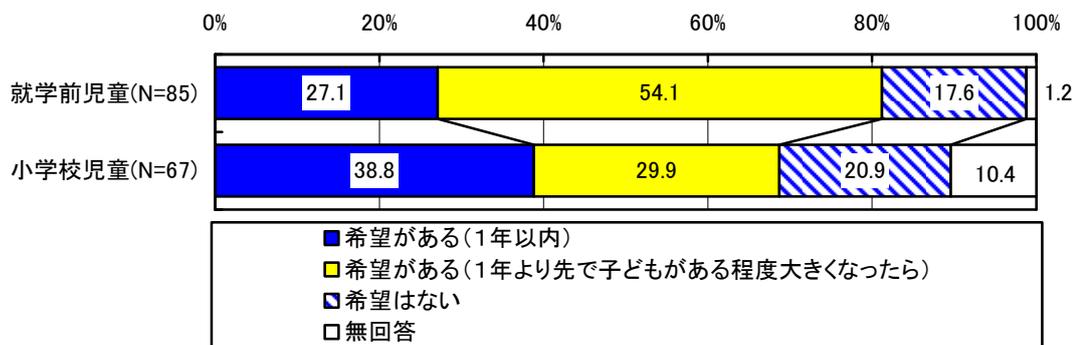
母親のパートタイム、アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望について、「希望がある」は就学前児童で15.9%、小学校児童で7.4%、「希望があるが予定はない」を合わせると就学前児童で44.5%、小学校児童で29.5%が転換を希望しています。

また、現在未就労の母親の就労希望について、「希望がある（1年以内）」は就学前児童が27.1%、小学校児童が38.8%、「希望がある（1年より先で子どもがある程度大きくなったら）」を合わせると就学前児童で81.2%、小学校児童で68.7%と高い就労希望率になります。

■ 母親のパートタイム、アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望



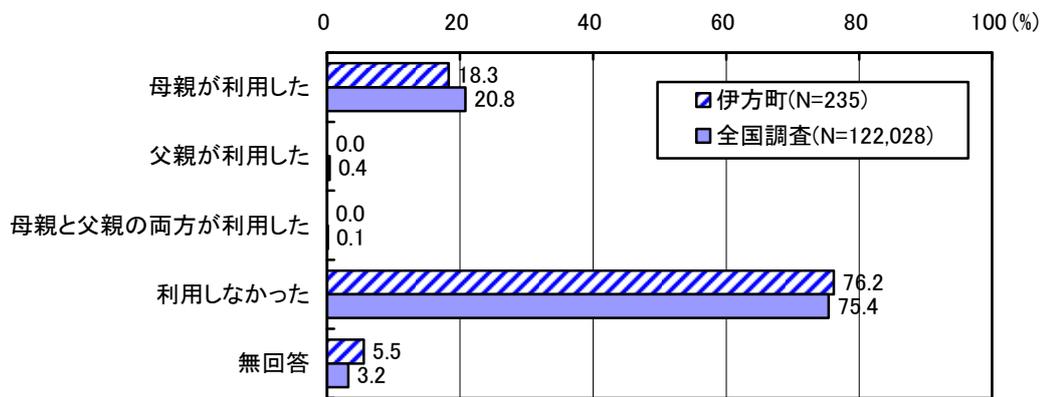
■ 未就労の母親の就労希望



⑦ 育児休業制度[※]について

就学前児童保護者の育児休業制度の利用状況をみると、「母親が利用した」は18.3%で、全国調査の20.8%よりわずかに低くなっています。また、「父親が利用した」や「母親と父親が利用した」は伊方町の場合は該当がなく、全国調査でもそれぞれ0.4%、0.1%とまだまだ低い状況です。ワーク・ライフ・バランス[※]が言われている中で、保育サービスの充実だけではなく、育児休業制度も含めゆとりある生活の実現に向けて、働き方の見直しも社会全体で求められています。

■就学前児童保護者の育児休業制度の利用状況



2 前期計画の評価

(1) 基本目標別取り組みの現状と課題

前期計画では、国が示した特定14事業のうち、①通常保育事業、②放課後児童健全育成事業について目標事業量を設定しました。

目標事業量の達成状況ですが、平成21年9月現在、①通常保育事業については、実施場所は10か所で、目標事業量の9か所に対して111.1%の達成度となっています。しかし、利用者数については204人で、目標事業量の290人の70.3%となっています。少子化で子どもが減少していることでもあります。延長保育を利用するため近隣市町の広域保育を希望する例も出ています。延長保育については、目標事業量を設定していませんでしたが、保護者の要望もあって、「早朝・居残り保育」を実施しています。ただし、午後6時半までの延長保育は伊方保育所のみのため、他の保育所での実施が望まれていて、保育士の確保が大きな課題となっています。

②放課後児童健全育成事業の達成状況は、平成21年9月現在、実施場所は1か所で、目標事業量の3か所に対して33.3%の達成度となっています。また、利用者数も30人の目標事業量に対して20人で、66.7%の達成度となっています。現在の実施場所が生涯学習センターの児遊館横の一室のため、月曜日が休館となりクラブの開設ができません。小学校児童の母親の就労率が高いことや少子化で近所に子どもが少なくなっている中で、就労の有無にかかわらず、子どもたちの放課後の居場所づくりが大きな課題になっています。

■目標事業量の達成状況

事業名	目標事業量	現状 (平成21年9月現在)	達成度
通常保育事業	9か所	10か所	111.1%
	290人	204人	70.3%
放課後児童健全育成事業	3か所	1か所	33.3%
	30人	20人	66.7%

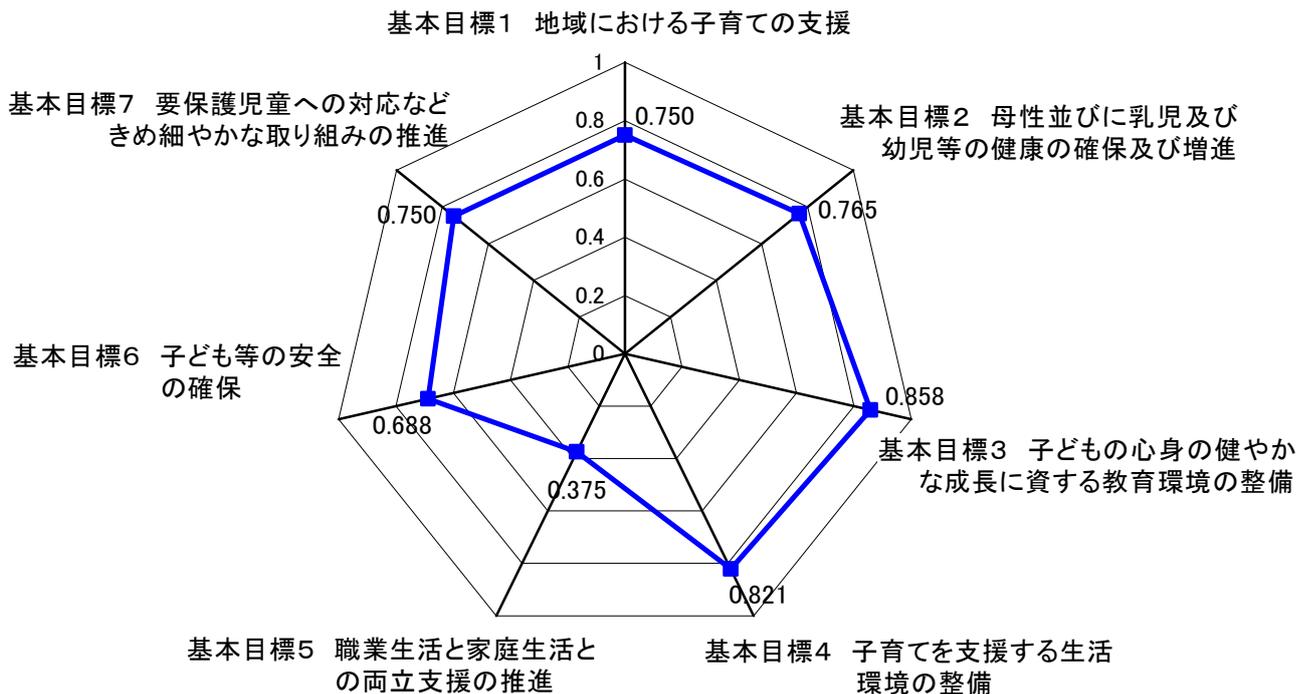
その他の取り組み状況について、基本目標別の個別施策・事業について達成度評価を行いました。点数による評価は1つの目安であり、達成度が高いからといって必ずしも有効な施策・事業とは言えませんが、後期計画の策定にあたりどの分野が評価が低いかを一定の目安にしました。

■達成度の評価基準

施策・事業の評価基準	達成度	点数
計画通りに進捗しており、概ね順調である。(8割以上の成果をあげることができた)	◎	4
現在、着手はしているが、順調とは言えない。課題が残る。(成果をあげることができた)	○	3
計画通りには進まず、大幅に遅れている。(あまり成果はあがっていない)	△	2
着手していない。	×	1

この結果、基本目標別の達成度評価は次図のようになります。基本目標3の「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」が0.858で最も高く、基本目標5の「職業生活と家庭生活との両立支援の推進」が0.375で最も低くなっています。また、基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」も0.450と5割を割っています。基本目標5の「職業生活と家庭生活との両立支援の推進」は、労働時間短縮等の促進や育児休業制度の定着促進など、企業の協力が必要な事業が多いため達成度が低くなっています。

■基本目標別達成度評価



次に基本目標ごとに施策・事業の取り組み状況と課題をみます。

① 地域における子育ての支援

これまでの取り組み事業は12事業で、そのうち「母親クラブへの助成」は子育て中の親子の交流支援を行っています。現在9クラブ、会員数は234人で、少子化の中で会員数も年々減少しています。また、授乳場所や気軽に飲食できる場での交流などを望む声もあり、今後、公民館等の保育室の開放など、身近な地域での交流の場の確保が必要です。また、保健センターで「育児相談」や「子育て支援広場」を実施していますが、月1回の実施であることや身近な地域での実施を望む声も多く、今後、地域住民や当事者などと連携して保育所などを使った交流の場の確保が必要です。

平成21年度からの新規事業として、未婚率の改善のため、独身男女の出会いの場を提供し、婚活の支援をする「伊方町結婚支援事業」を実施しています。

未実施の事業としては、「ボランティアグループの育成支援及び啓発」と「病後児保育事業の検討」があります。「ボランティアグループの育成支援及び啓発」は、子どもの育ちや子育て家庭に対する見守りや支援などの地域福祉に大きな役割を果たすことが期待されますが、壮年層は就労している方も多く、ボランティア活動が可能な方が少ない状況です。今後は団塊の世代など退職者や高齢者などのボランティアへの参加促進が必要です。「病後児保育事業の検討」は、保育所でみる場合の看護師や保育士の確保が必要なことから、今後も実施が困難な状況です。また、病気の時や回復期にある時に、保護者が休暇をとれる就労支援システムの構築が社会的にも求められています。

なお、経済的負担の軽減について前期計画では記載していませんでしたが、児童手当の支給や乳幼児医療費の助成などのほか、伊方町独自の事業として「出産祝い金等の支給」を平成17年度から、「3人目以降の児童に対する保育料の軽減」を平成21年度からそれぞれ実施しています。

出産祝い金等の支給

対象者：出生により第3子以降の児童を養育している人で、住民基本台帳に登録後1年以上町内に居住し、今後も居住すると認められる人

祝い金：①出産祝い金として、新生児に対して30万円支給

②誕生日祝い金として、満1歳から満6歳までの児童に対して年額10万円を支給

③就学祝い金として、義務教育就学時の児童に対して10万円を支給

3人目以降の児童に対する保育料の軽減

対象者：町内に居住し住民登録または外国人登録世帯で、3人以上の児童を養育する世帯の3人目以降の児童。所得税または町民税の申告がされていて、保育料や水道料、町税等の滞納がない世帯の児童

軽減策：子育て世帯の3人目以降の児童の保育料を基準額の3分の1にします。子ども1人の入所でも3人目以降の場合は3分の1に、また、3人以上の児童が同時に保育所入所の場合は、国の支援策どおり3人目は無料です。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

これまでの取り組み事業は14事業で、そのうち「妊婦健診」については経済的負担の軽減と定期健診未受診の予防を図るため、平成20年4月より公費負担回数がこれまでの2回から5回に拡充されました。また、平成21年度からは14回にさらに拡充されています。「1歳6か月健診」及び「3歳児健診」は少子化により平成18年度から中央保健センターで実施していますが、就労している保護者からは受診しにくいとの声もあり、受診しやすい方法の検討が必要です。

平成21年度からの新規事業としては、「子ども発達相談」があります。これまでは健診等で発達に心配のある児童の相談の場として、児童相談所等の巡回相談を利用してきましたが、平成21年度より伊方町においても実施しています。今後、発達障害等の早期発見と対応などの支援体制の充実が必要です。

未実施の事業としては、「思春期保健教室」及び「小児医療体制の確保」があります。

「思春期保健教室」については、学校との連携によりタバコや酒、薬物、性の問題等についての理解を深めるための啓発や学習を進めることが必要です。「小児医療体制の確保」については、県や広域圏、関係機関との連携により、お産や児童の緊急時の病気への対応などの強化を図ることが必要です。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

これまでの取り組み事業は24事業で、そのうち乳幼児との交流を進めるための「職場体験等」については、中学生は年1回希望する職場を体験するにとどまっているため、今後は、広く中学生がボランティアとして地域で乳幼児と接する機会の充実なども必要です。「小児生活習慣病^{*}予防対策事業」は、児童・生徒の生活習慣病の予防と健康の増進を図るため委員会を設置しています。「早寝・早起き・朝ごはん」等の食育^{*}の推進にあたっては、家庭教育が重要であり、保護者に対する研修の充実や学校・家庭の連携が必要です。「森はともだち推進事業等」は、地域講師を招いてしめ縄づくりや郷土芸能の伝承、昔の暮らし等を学習するとともに、植林等も行っています。今後もふるさとを学ぶ機会の充実を図るためには地域講師の確保・充実が必要です。「自治公民館活動事業」は、公民館講座の受講生が地域住民に普及するといった広がりのある事業展開が求められ、今後、少子高齢化^{*}の中で、世代間交流や世代を超えた公民館活動、地域でのクラブ活動などの取り組みの促進が必要です。

平成21年度からの新規事業としては、「エネルギー等教育補助事業」及び「学校再編検討委員会」があります。「エネルギー等教育補助事業」は、中学生に対するエネルギー教育や講演会などを実施するものです。「学校再編検討委員会」は、少子化^{*}の中で集団教育の確保と、一方で、通学の利便性の確保などの問題について協議が求められています。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

これまでの取り組み事業は6事業で、町営バスの充実については、「スクールバスへの一般客の利用」と「町営バスの運行」です。「スクールバスへの一般客の利用」は、午前中に限りスクールバスの一般客の利用を可能にしています。「町営バスの運行」は、町営バス検討委員会を設立し検討の結果、スクールバスと連携した町営バスについては縮小し、平成20年度からデマンド交通^{*}へ移行し、利用者は事前に予約し自宅から目的地まで乗り合いで送迎する方式になりました。

道路整備の推進については、通学等の安全を確保するため、通学路等に「カーブミラーの設置」を毎年30基程度進めています。

バリアフリー^{*}化の推進については、公共施設や公営住宅、公園等に「身障者用トイレの設置」を実施し、これまでに34か所、72個設置しています。また、災害時において

児童の安全を確保するため、小中学校や保育所の耐震化を耐震診断の結果に基づき進めています。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

平成21年度の実施事業として、「伊方町男女共同参画基本計画」の策定があります。今後、この計画に基づき、伊方町の男女共同参画社会づくりを進めていきます。

また、平成19年12月に国において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての憲章と行動指針が決定されました。労働時間の短縮や育児休業制度の普及、働き方の見直しなどは企業に負うところが大きいですが、役場が率先して「仕事と生活の調和」に取り組んでいくとともに、企業等に対する啓発を進めることが必要です。

⑥ 子ども等の安全の確保

これまでの取り組み事業は5事業で、自主防犯組織の育成では「青色防犯パトロールの実施」や「各校区ごとに見守り隊の設置」「不審者情報の配信」を実施しています。防犯活動や不審者情報などは地域の協力が不可欠であり、幅広い年齢層の住民や企業、商店、施設などとの連携による防犯体制の拡充が必要です。

「児童養護施設における事業の推進」については、具体的な事業としては取り組んでいませんが、児童虐待の被害児童などを受け入れるため、広域の中で連携して対応の充実を図ることが必要です。

⑦ 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

これまでの取り組み事業は13事業で、そのうち「児童虐待防止のネットワークづくり」については平成19年7月に「伊方町要保護児童対策地域協議会」の要綱が制定され、実務者会や個別ケース検討会議を開催しています。今後、地域との連携のもと、見守りや発見、対応等の強化を図っていくためには、関係機関や関係団体等との会議や研修会など具体的な取り組みの検討などが必要です。ひとり親家庭の自立支援の中で「相談体制の充実」ではこれまで相談実績がなく、今後、相談窓口の周知や利用できるサービスや制度の周知を進める必要があります。「障害児保育事業」については、町内全保育所において障害のある児童の受け入れを実施していますが、今後、対象者が増えた場合の保育士の確保が必要です。

障害児教育の推進については、障害のある児童生徒の学校での生活が豊かなものになるよう支援するため、平成21年9月から支援員を2名採用し配置を始めました。

(2) 後期計画の主要な課題

住民意向調査や前期計画の評価等を踏まえ、後期計画における主要な課題を次のように設定します。

■保育サービスでは・・・

① 保育所における子育て相談や交流機能の整備

身近な地域で、在宅で子育てしている保護者の育児の悩みの相談や親子同士の交流の場が提供できるよう、保育所に子育て支援拠点的な機能の整備が求められています。また、保健師による育児相談、発達相談などが身近な地域でできるよう、福祉と保健の連携による相談体制の充実も必要です。

② 保育所の幼稚園機能の整備（認定こども園[※]の検討）

保育サービスの今後の利用希望について、住民アンケートでは、「幼稚園」をはじめ「幼稚園の預かり保育」「認定子ども園（幼稚園型）」「認定子ども園（保育所型）」など、それぞれ数%ですが希望がみられました。伊方町では母親の就労率も高く、保育所が保育サービスを担っているものの、在宅で子育てしている保護者の多様な保育ニーズに対応していくため、幼稚園機能の整備についての検討も必要です。

③ 保育所での一時預かり事業の推進（保育サポーター等の育成）

保育サービスの今後の利用希望について、住民アンケートによる「一時預かり」の希望はおよそ20%と高く、在宅で子育てしている保護者が、学校の行事や緊急時の用事などで一時的に乳幼児を預けたいと思った時に利用できるよう、保育所などでの一時預かりが求められています。

④ 保育所統廃合の検討

少子化に伴う児童の減少の中で、保護者の就労状況や保育所の利用ニーズを見極めながら、保育所の統廃合について検討する必要があります。

⑤ 放課後児童クラブの充実

伊方町では、小学校児童の母親の就労率は70%を超えて高く、また、フルタイム就労率も高いことが特徴です。しかしながら、放課後児童クラブが1か所での実施のため、身近な地域での利用を希望する声も多く、小学校あるいは保育所、集会所等地域の資源を活用した保育サービスの提供など、人材の確保や安全面などさまざまな角度から検討する必要があります。

■子育て支援では・・・

① 地域での子育て支援の取り組みの促進・・・世代間交流、子育てサロン、公民館講座、地域行事等

少子高齢化^{*}が著しく進んでいる中で、子どもが地域の人との関係性を築く中で社会性を身につけることができるよう、また、保護者も子育ての悩みや不安を抱えたまま地域で孤立しないよう、さらには、高齢者がいきいきと生活できるよう、地域でのさまざまな交流機会の充実が必要です。

② 発達障害^{*}の早期発見・対応

発達障害についての不安を持つ保護者が、全国的にも多くなっていますが、早期に発見して対応することが重要なことから、健診や保育所との連携による発見、関係機関との連携による相談、対応などの体制づくりの充実が必要です。

③ 児童虐待^{*}の防止と対応の充実

児童虐待は子どもの発達成長期において心身に重大な影響を与えることから、その防止に向けて地域での子育て家庭に対する見守りや、親の悩みや不安などに対する相談・指導、保護を必要とする児童の一時保護などの総合的な対応が必要です。

④ 少子化^{*}に伴う学校再編の検討

少子化が進む中で、体験的な学習を重視し、コミュニケーション能力^{*}を高め、体力を向上させるなどの教育を効果的に行うためには、一定の集団規模が必要です。しかしながら東西に長い半島を有する伊方町の地形なども踏まえながら、児童生徒の通学手段の確保、防犯などの安全対策も考慮しながら、総合的な検討が必要です。

■まちづくりでは・・・

① 若い世代の定住促進・・・町内での働く場の創出

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の活性化を図るためには、若い世代の定住を促進することが何よりも重要ですが、そのためには、町内で働く場の創出を進めていく必要があります。青年層が町政やまちづくりに関心を持って、また、性や年齢を超えて知恵を出し合い検討していく必要があります。

② 交通の利便性の確保

高齢化率が40%近くあり、また、東西に長い半島を有する地形などから、交通の利便性の確保は、高齢者や子どもたちが日常生活を送る上で重要な課題です。放課後児童クラブの利用や学校再編による通学など、防犯上の問題も含めて、また、子どもたちの利用に限らず、すべての住民の利用も含めて対策を検討する必要があります。

第**3**章



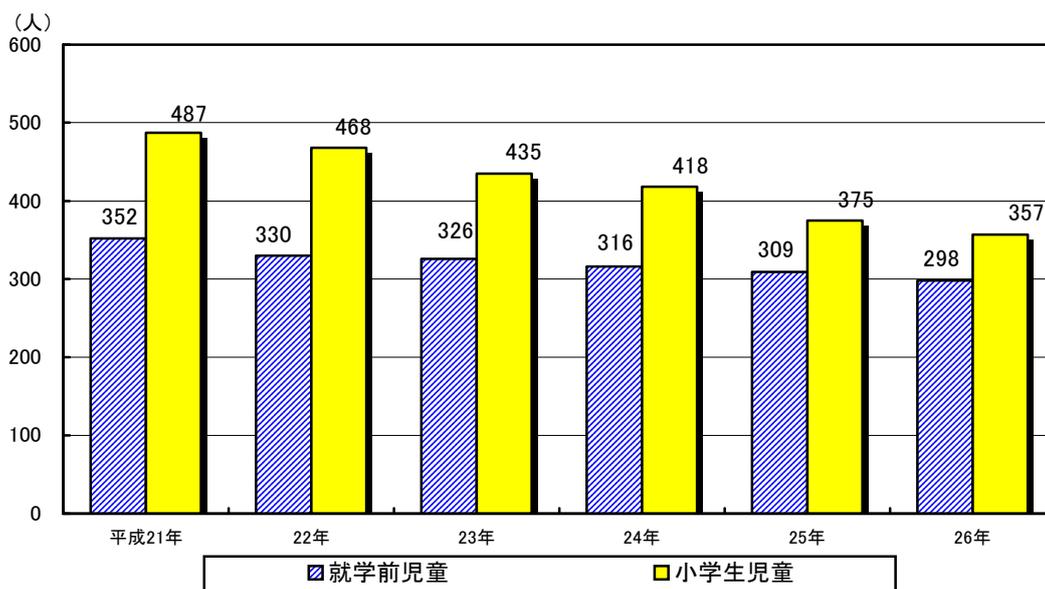
行動計画

1 子どもの人口推計

後期行動計画の計画終了期間である平成26年度までの人口については、平成17年から平成21年までの各年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録による人口から、コーホート変化率法[※]を用いて推計しました。

その結果、現在の出生や転出入の動向が続くと、就学前児童（0歳～5歳）及び小学生児童（6歳～11歳）の人口はそれぞれ減少し、平成26年度には就学前児童が298人、小学生児童が357人になるものと見込まれます。

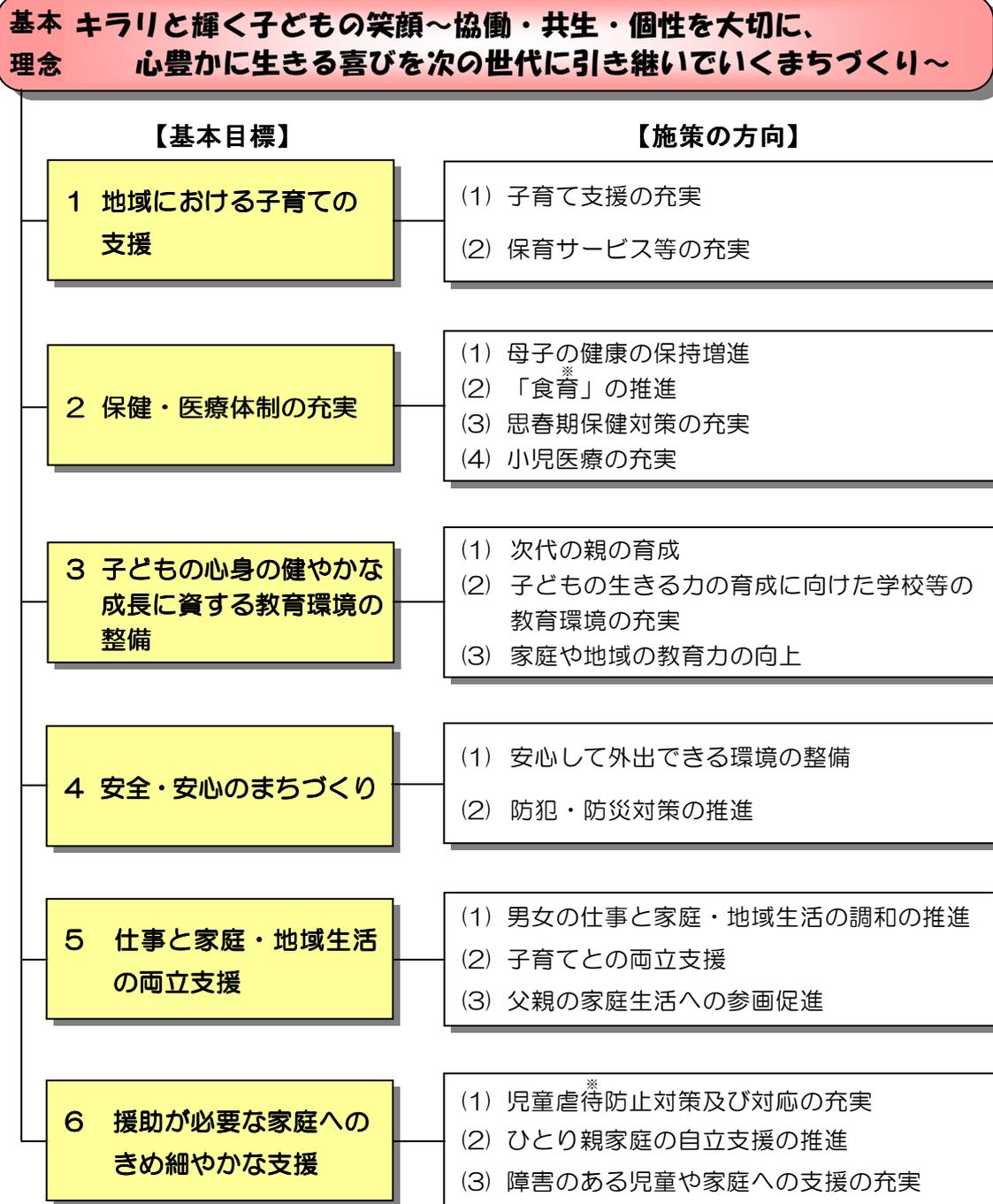
■ 就学前児童・小学生児童の人口推計



注)平成21年は、住民基本台帳及び外国人登録による実績(4月1日現在)

2 計画の施策体系

この計画の基本理念である「キラリと輝く子どもの笑顔～協働・共生・個性を大切に、心豊かに生きる喜びを次の世代に引き継いでいくまちづくり～」を進めていくために、施策体系を次のように設定します。



3 重点的な取り組み

その1 地域全体での子育て・子育て支援^{*}の推進

① 子育て・子育て支援ネットワークの充実

子育ての悩みや不安を抱えたまま、保護者が地域の中で孤立しないように、保育所など身近な地域で気軽に相談できる場の充実や、保健センターと保育所、学校、県の専門機関などとの連携を強化し、相談者への適切な対応の充実を図ります。

また、児童虐待^{*}の防止や子どもを犯罪から守る取り組みなど、地域住民や団体、事業所等との連携の強化を図り、推進します。

② 大人も子どもも共に育つ教育、環境づくりの推進

子どもが地域の大人による温かな見守りの中で、社会性を身につけ、地域の歴史や文化に親しみ、ふるさとに責任と愛着の持てる心を育めるよう、また、思いやりや助け合い、支え合いの心が育めるよう、子どものボランティア活動や大人と一緒にできることを行うなど、大人も子どもも共に地域福祉を進める意識づくり、取り組みの機会づくりに努めます。

その2 仕事と家庭・地域生活の両立支援

① 保育サービス等の充実

共働き世帯等働く親の子育てとの両立と子どもの健やかな成長を支援するため、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。

② 仕事と生活の調和^{*}（ワーク・ライフ・バランス）の実現

子育てにゆとりを持てるよう、また、父親も心身共に健康で、家庭生活や地域生活に参加し、子どもの育ちをみる喜びや負担を母親と共有できるよう、フルタイム就労者、特に男性の長時間労働などの働き方の見直しをはじめ育児休業^{*}制度の取得促進などを関係機関と連携し企業啓発に努めるとともに、住民の理解が深まるよう啓発を進めます。

4 具体的な取り組み

基本目標 1 地域における子育ての支援

施策の方向 (1) 子育て支援の充実

【取り組みの方向】

伊方町では少子高齢化[※]の進行が著しく、また、母親の就労率も高い中で、在宅で子育てする家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することのないようにする必要があります。

また、全国的にも子どもの社会性やコミュニケーション能力の低下が指摘され、地域での子どもの育ちや子育て家庭を見守り、支援していくことがますます重要になっています。

そのため、地域全体で子どもや子育て家庭を応援する意識を高め、親子同士や世代間交流などを進めるとともに、少子化[※]に少しでも歯止めをかけられるよう、独身男女の出会いの場の提供を進めます。

また、子育ての経済的負担を感じる人は多く、希望する人数の子どもを安心して産むことができるよう、経済的負担の軽減を図ります。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
在宅育児の支援	在宅で子育てをしている保護者が子育てに対する不安や負担感を軽減できるよう、民生委員・児童委員や保健師などによる相談や訪問活動を進めるとともに、子育て情報の提供や子育て中の親同士の仲間づくり等、在宅育児の支援を行います。	保健福祉課 保健センター
母親クラブへの助成	子育て中の親子同士の交流を図り、子育てに関する情報の交換や知識を共有することにより、孤立感や負担感を軽減し楽しく子育てできるよう、母親クラブの育成や母親クラブ同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。また、公民館など地域の施設を活用し交流しやすい場の確保に努めます。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業の推進	身近な地域における育児相談や親子が気軽につどい、仲間づくりを行える場として、保育所や公民館などの施設の活用を進めるとともに、母親クラブとも連携し、子育て支援に努めます。 【平成26年度目標：ひろば型1か所の実施】	保健福祉課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
伊方町結婚支援事業	未婚率の改善のため、独身男女の出会いの場を提供し、婚活の支援を行います。	政策推進課
人権意識の高揚	あらゆる分野で人権が尊重され、差別を許さない人権意識を高めるため、多様な媒体や機会を活用して啓発を進めます。	全課
学校等関係機関と連携した人権啓発	小さい頃から女性の性に対する認識や命を大切にする青少年の意識を高めるため、学校等関係機関と連携して人権啓発を進めます。	全課
あいさつ運動の推進	あいさつは地域や家庭での人間関係の基本であることから、保育所や学校、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどの地域団体とも連携をしながら、各団体や地域、家庭でのあいさつ運動を促進します。	保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
地域での交流の促進	社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域の高齢者や子ども、保護者がふれあう場の提供とともに、地域で親子同士の交流や高齢者からの生活の知恵などを伝授してもらえるような場として、交流サロンなどの活動を促進します。	保健福祉課
ボランティアグループの育成支援及び啓発	社会福祉協議会等と連携し、子どもに対する絵本の読み聞かせなどのお話しボランティアや講座等開催時の託児ボランティア、子どもに対するスポーツ指導など、子育て・子育てにかかわるさまざまなボランティアの養成を行うとともに、ボランティアグループの育成や啓発に努めます。	保健福祉課
子ども手当支給事業	子どもの養育にかかる経済的負担の軽減と次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、国の施策に準じて子ども手当の支給を行います。	保健福祉課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児期の医療費の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を引き続き実施します。	保健福祉課
出産祝い金等の支給	出生により第3子以降の児童を養育している町内に1年以上居住し、今後も居住すると認められる人に対して、出産祝い金や満1歳から6歳までの児童に対する誕生日祝い金、義務教育就学時に就学祝い金をそれぞれ支給します。	保健センター
3人目以降の児童に対する保育料の軽減	町内に居住し、住民登録または外国人登録世帯で、3人以上の児童を養育する世帯の3人目以降の児童の保育料を基準額の3分の1にします。	保健福祉課

■母親クラブの活動状況

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
クラブ数(件)	10	10	10	9
会員数(人)	320	292	255	234
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所行事への参加 ● 会員相互の情報交換及び交流 			

資料:保健福祉課調べ

■民生委員・児童委員の活動状況

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
民生委員・児童委員数(人)	65	65	65	65	
うち、主任児童委員数(人)	3	3	3	3	
相談指導 件数(件) (児童に関するもの)	家庭	301	297	301	320
	健康	40	35	47	65
	非行・健全育成	77	74	82	87
	その他	99	102	136	100
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもをめぐるさまざまな問題についての相談活動 ● 行政機関とのパイプ役 ● 地域のネットワークづくり 				

資料:保健福祉課調べ

■乳幼児医療支給状況

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給者証交付件数(件)	557	514	470	435
医療費支給件数(件)	3,671	3,342	3,110	5,712
うち入院	126	106	95	47
	うち通院	3,545	3,236	3,015
支給額(千円)	11,006	10,360	10,141	10,401
1件当たり平均額(円)	2,998	3,100	3,261	1,821

資料:保健福祉課調べ

施策の方向 (2) 保育サービス等の充実

【取り組みの方向】

保護者の就労意向や多様な就労形態への対応を図りつつも、子どもの負担にならないよう、早朝・居残り保育の実施保育所の拡充に努めるとともに、就学前児童の健全な育成を図るため、保育内容の充実に努めます。なお、保護者の就労状況や保育所利用ニーズ等の動向を見極めながら、保育所統廃合について検討します。

また、在宅子育て家庭の保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において保育ができない場合の一時預かりについて受け入れ場所や受け入れ体制などを検討します。

さらに、児童が放課後を安全に健やかに過ごせるよう、学童保育をはじめ地域での居場所づくりを進めます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
通常保育事業の推進	保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を保育所で適切に保育するため、入所希望状況に応じた受け入れに努めます。また、利用者のニーズに対応して早朝・居残り保育についても実施保育所の拡充に努めます。また、保育所の統廃合について検討します。	保健福祉課
一時預かり事業	保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業の実施に努めます。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している概ね10歳未満(1年～3年生)の児童で、放課後帰宅しても保護者及び同居の親族の就労または疾病等により、留守等になる家庭の子どもたちを対象に、いかた学童クラブを開設し、仲間づくりを通して、児童の健全育成を図ってきましたが、今後、より身近な地域での利用が可能となるよう、ニーズに合った事業展開に努めます。	保健福祉課 生涯学習課
放課後の居場所づくり	地域団体や保護者の協力を得て、小学生の放課後や小・中学生の土曜日の交流、学習等の機会の提供に努めます。	生涯学習課 学校教育課

■ 目標事業量

事業名		平成21年度実績	平成26年度目標
通常保育事業	総計	204人	200人
	3歳未満	41人	65人
	3歳以上	163人	135人
一時預かり事業		0か所	3か所
放課後児童健全育成事業		20人、1か所	50人、3か所

■ 保育所の状況

項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
保育所数 (か所)	11	10	10	10	10
定員数 (人)	495	465	465	465	465
入所児童総数 (人)	311	287	265	242	213
0歳児	1	0	1	0	2
1歳児	24	16	15	18	18
2歳児	39	42	31	34	27
3歳児	68	63	67	44	44
4歳児	97	70	74	73	50
5歳児	82	96	74	73	72
保育士(うちパート) (人)	35(5)	34(5)	33(5)	31(5)	31(6)
待機児童数 (人)	0	0	0	0	0
障害児 実施か所数 (か所)	2	3	2	1	1
保 育 利用児童数 (人)	2	3	3	3	2

資料: 保健福祉課調べ(各年4月1日現在)

■ 保育所別保育事業の状況 (平成21年4月1日現在)

保育所名等	認可定員	年齢区分						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
伊方保育所	120	0	6	9	11	15	31	72
九町保育所	30	0	2	4	2	7	5	20
加周保育所	30	0	2	3	4	5	5	19
大浜保育所	30	0	1	1	5	1	4	12
三机保育所	45	0	1	1	2	4	2	10
塩成保育所	30	0	1	1	1	1	2	6
川之浜保育所	30	0	2	4	5	3	6	20
大久保育所	45	0	0	0	2	3	4	9
三崎保育所	60	0	0	1	10	9	11	31
二名津保育所	45	0	1	1	0	1	2	5
合 計	465	0	16	25	42	49	72	204
他市町から受託		0	1	4	2	1	0	8
他市町へ委託		2	2	2	2	1	0	9

資料: 保健福祉課調べ

■ 学童保育の状況

項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
対象児童数 (人)	20	20	20	20	20
児童クラブ数 (か所)	1	1	1	1	1
在籍者数 (人)	18	13	16	18	23
在籍割合 (%)	90.0	65.0	80.0	90.0	115.0

資料: 生涯学習課調べ

基本目標2 保健・医療体制の充実

施策の方向(1) 母子の健康の保持増進

【取り組みの方向】

妊娠から出産にいたるまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の関係づくりに大きく影響します。特に保護者が精神的に安定してゆとりを持って子育てが行えることが大切です。

そのため、子育てが楽しく行えるよう、子育ての楽しさや喜びをPRするとともに、健診や訪問指導、相談などの機会を通して子育て不安の解消に努めます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
子育ての楽しさの啓発	子育ての不安や経済的負担感など、子育てのマイナスイメージが強調されがちですが、子育てが楽しくできるよう、子育て先輩の人との交流を促進するとともに、子育ての喜びなどの啓発を進めます。	保健福祉課 保健センター
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を通して、母親・父親の自覚を持っていただくとともに、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てます。また、交付に際しては、安心して出産・子育てができるよう、すべての妊婦と面識を持ち、保健指導や相談についていつでも受けられる旨を伝えていますが、今後も保健指導や相談について充実させていきます。	保健センター
妊婦一般健康診査の実施	妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持増進を図るため、平成21年度から公費負担による健康診査を14回に増やしましたが、今後、その周知徹底と受診の促進を図ります。	保健センター
妊婦訪問指導の推進	妊婦に対する不安の軽減と妊娠への適応がスムーズにできるよう、妊婦健康診査結果を活用し、フォローの必要な妊婦や若年初産婦を中心に訪問指導を実施していますが、今後も医療機関と連絡をとりながら、フォローの充実に努めます。	保健センター
新生児・乳幼児訪問指導の推進	育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理に対する相談や指導等を行うため、乳幼児を持つ家庭に対して訪問指導を行います。また、フォローが必要な乳児に対しても継続して訪問等指導を実施していきます。	保健センター

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
乳児相談の推進	発達や離乳食等の子育てに伴う育児不安を軽減するため、4・5か月児、9・10か月児を対象に、発達チェックをはじめ歯科相談や離乳食実習・試食・相談、生活相談などを実施します。	保健センター
育児相談・妊婦相談の推進	発達や離乳食等に関する育児不安の軽減や保護者同士の交流の場ともなるよう、育児相談を実施します。また、妊婦相談についても同時に開催します。	保健センター
幼児健診の推進	幼児の健康や発達に関する問題を早期発見・早期対応できるように、1歳6か月健診、3歳児健診を実施していきます。	保健センター
子ども発達相談の推進	乳幼児健診や子ども発達相談に心理判定員の専門職を配置することにより、発達障害の早期発見・早期支援を図るとともに、保育所とも連携し、乳幼児の健やかな成長のための支援体制の充実を図ります。	保健センター
乳幼児の虫歯予防の推進	保育所園児や保護者を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導や虫歯予防、おやつを取り方などの話をする歯みがき教室を開催します。また、保護者に対する正しい生活習慣やブラッシング技術習得のための啓発や機会の提供に努めます。	保健センター

■乳幼児健診の状況

項目		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
乳児健診	対象者数(人)	97	107	104	95
	受診者数(人)	75	87	68	75
	受診率(%)	77.32	81.31	65.38	78.95
1歳6か月 健診	対象者数(人)	69	44	65	58
	受診者数(人)	57	44	51	50
	受診率(%)	82.61	88.00	78.46	86.21
3歳児健診	対象者数(人)	88	75	57	62
	受診者数(人)	76	68	47	51
	受診率(%)	86.36	90.67	82.46	82.26

資料：中央保健センター調べ

■乳幼児歯科健診の状況

項目		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
1歳6か月	受診者数(人)	57	44	51	50
	う歯あり(人)	3	5	2	2
	罹患率(%)	5.26	11.36	3.92	4.00
3歳児	受診者数(人)	76	68	47	51
	う歯あり(人)	25	27	19	19
	罹患率(%)	32.89	39.71	40.43	37.25

資料:中央保健センター調べ

■訪問相談等の実施状況

項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
母子健康手帳交付件数(件)	64	58	58	49
妊産婦訪問指導件数(件)	31	36	24	40
乳幼児訪問指導件数(件)	40	45	62	44

資料:中央保健センター調べ



施策の方向(2)「食育」の推進

【取り組みの方向】

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための基本としての食を営む力が育まれていきます。

このようなことから、乳幼児期からの正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族の関係づくりなどを行えるよう、地域団体等とも連携し食生活の重要性についての啓発をはじめ、地域の豊かな食材を使った給食や郷土料理、食品の安全性への関心を高めることなど総合的な食育の推進を図ります。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
乳幼児栄養指導の推進	乳児相談や1歳6か月健診、3歳児健診などを活用して、離乳食実習や栄養相談などを通して食習慣の大切さ、食事づくりなどの啓発・指導を実施します。	保健センター
おやこの食育教室の開催	保育所児童及び小学生と保護者を対象に、食生活改善推進員と一緒に、子どもにとって好ましい食習慣を身につけることができるよう、料理を作る楽しさを通じて「食育」について親子で体験する機会の提供を進めます。	保健センター
小学生・中学生クッキング教室の開催	家庭、地域、学校が連携し、小児の生活習慣病に対する知識を深めるため、料理教室や講話などの事業を推進します。	保健センター

施策の方向 (3) 思春期保健対策の充実

【取り組みの方向】

心身の発達がアンバランスで不安定な思春期の健康づくりは、乳幼児期とともにその後の健康な生活を送るための重要な時期といえます。

しかしながら、近年では食生活の乱れとともに、ゲーム機の流行や子どもに対する犯罪の増加、少子化による近所の子どもの減少などから、外遊びが少なく、運動不足や体力不足など、生活習慣に問題を抱える子どもが増加しています。

また、全国的にも性の逸脱行動に関する問題、喫煙・飲酒、薬物乱用等の問題、心身ともに悩みの多い時期であることに起因する引きこもりなどの問題も指摘されています。

このようなことから、思春期の健康づくりに関する基礎的な知識や、酒やタバコ、性・薬物等の健康を脅かす問題に関する正しい知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携し思春期の保健対策の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
児童・生徒の虫歯予防の推進	小・中学生を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導や虫歯・歯肉炎の予防について、おやつを取り方などの話をする歯みがき教室を開催します。	保健センター
フッ素洗口普及事業の推進	平成20年度より県のモデル校に指定された小学校（水ヶ浦、二見）の児童のうち、希望する者を対象に、フッ素洗口を実施しましたが、効果あるものにするため、継続実施できるよう努めます。	学校教育課 保健センター
性や生命の尊重に基づく性教育の推進	発達段階に応じて性や生命に基づく性教育やエイズ、性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課 保健センター
健康を脅かす問題についての啓発	飲酒や喫煙、薬物使用等の弊害について啓発を進めます。	学校教育課 保健センター
相談体制の充実	学校等との連携を図り、思春期における心身や性の悩み、不安の解消のため、相談体制の充実を図ります。	学校教育課 保健センター

施策の方向 (4)小児医療の充実

【取り組みの方向】

地域で安心して子どもを生み育てるため、特に体調が変化しやすい子どもの健康の保持増進を図るためには、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制、救急体制が必要です。

一方、愛媛県全体の中でも小児科医数が減少している中で、松山・八幡浜・大洲小児医療圏における医療体制の充実と圏域を超えた連携に努めます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
身近な小児医療の確保	子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」の必要性について医療関係者と連携して普及啓発を行います。また、救急医療への対応や医療連営、健康相談、予防などの健康管理に関する教育・普及など、多面的な機能の発揮を促進するとともに、在宅当番医制への協力など、夜間や休日の診療への対応を促進します。	町民生活課 保健センター
小児医療圏における医療体制の充実	身近な地域での医療と連携し、より高度で専門的な医療などに対応するため、松山・八幡浜・大洲小児医療圏における医療体制の構築を国や県に要請します。	町民生活課 保健センター
小児救急医療体制の充実	休日・夜間の初期救急について、在宅当番医制の機能や診療時間等について保護者に周知を図るとともに、八幡浜・大洲圏域における小児救急医療確保調整協議会による「小児救急応急手当マニュアル」の普及を図ります。また、二次・三次救急体制の確立と消防の広域化など搬送体制の強化に向けた取り組みを推進します。	町民生活課 保健センター
予防医療・保健の推進	ワクチン・予防接種についての保護者の理解を深め、接種費用の助成を継続し、接種率の向上を図ります。また、乳幼児健康診査の推進や日頃からの子どもの観察や事故予防に対する知識の普及など、保護者に対する啓発や教育を進めます。	保健福祉課 保健センター

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向(1) 次代の親の育成

【取り組みの方向】

世帯分離などによる核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、少子高齢化[※]などの影響により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近に見たり、乳幼児とあまり接することがないまま親となる人が増えていて、乳幼児とのふれあいやボランティア体験、大人と接する機会などが少ない人は子育て不安を持ちがちなのが指摘されます。

子どもを「次代の親」として、また、明日の伊方町の担い手として、家庭や地域、学校などが連携して、心身ともに健やかに成長できるよう取り組みます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
人権意識を培う教育の推進	子どもたちが小さい時からお互いを思いやる心、命の大切さ、個性を認める意識などを培うことができるよう、保育所や小・中学校において人権教育の充実を図ります。	学校教育課 保健福祉課
男女平等、男女の相互理解や協力に関する教育の推進	技術・家庭や家事・育児・介護体験等の授業を通して男女平等、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課 保健福祉課
家庭教育の促進	保育所や学校と連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、人権教育の重要性についての啓発や講座の充実に努めるとともに、子育てに関する保護者を対象とした学習会などを開催します。	学校教育課 生涯学習課 保健福祉課
福祉関係施設での体験的学習の推進	子どもたちが生命の大切さを学んだり思いやりの心を育めるよう、福祉施設等における体験的学習やボランティアの機会の充実を図ります。	学校教育課 保健福祉課
小・中学生の職場体験等の推進	次代の親となる小・中学生が子育ての意識や家庭の大切さを理解できるよう、また、高齢者とのふれあいを通して世代間の相互理解を深められるよう、保育所での職場体験を行うとともに、三世代交流や運動会の協働実施など、内容の充実を図ります。	学校教育課

施策の方向 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実

【取り組みの方向】

学校は、子どもが一日の大半を過ごす学びの場であり、家庭と並んで、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。世界に類を見ない少子高齢化^{*}や経済の低成長、環境問題、国際化、情報化等、社会が大きく変化している時代の中であって、子どもたちが次代を担う大人として、また、ふるさと伊方に愛着を持ち、住みやすい伊方を築いていけるよう、豊かな人間性や社会性、創造力を培い、心身ともにたくましく生きる力を身につけることができるよう、学校教育の内容の充実を図るとともに、学校が地域と家庭と連携して地域に根ざした学校づくりを進めていきます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
総合的な幼児教育の推進	保育所と小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、「人とのかわり」「共生の視点」を大切にした保育内容となるよう努めます。	保健福祉課 学校教育課
基礎基本の確実な定着など学習指導の推進	確かな学力向上のため、一人ひとりに対応したきめ細かな指導を行えるよう、指導方法や形態等の工夫改善を進めます。	学校教育課
教育活動指導員による教育の推進	中学校の英語や数学など、きめ細かな授業の展開を図るため、教育活動指導員による教育の推進に努めます。また、小学校においても支援を必要とする児童が増えていることから、支援員等の充実に努めます。	学校教育課
環境教育・情報教育の推進	次代を担う子どもたちの環境やエネルギーについての関心を高めるとともに、情報機器を活用した教育を推進します。	学校教育課
国際理解教育の推進	グローバルな視野を持った人材を育成するため、町内生徒の姉妹都市レッドウイング（アメリカ合衆国ミネソタ州）への派遣を行うとともに、受け入れなど相互交流を推進します。	学校教育課 政策推進課
小児生活習慣病 [*] 予防対策事業の推進	児童・生徒の生活習慣病の予防と健康の増進を図るため、保護者との連携を図りながら、クッキング教室や講演会・健康教室、小児生活習慣病予防教室などの開催を推進します。	学校教育課
学校規模の適正化	児童・生徒一人ひとりを大切にする教育とともに、集団による効果的な教育を進めるため、学校再編検討委員会による今後の学校規模について検討を進めます。	学校教育課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
教職員研修の実施	教職員の資質の向上を図るため、研修会を実施していますが、学校の小規模化に伴い、研修会への参加が難しい状況もあるため、研修会の方法や内容に関する情報提供など工夫に努めます。	学校教育課
子どもに対する相談・指導の推進	関係機関や関係課との連携を強化し、不登校をはじめいじめなど、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めます。	学校教育課

■小・中学校、高校の状況

項目		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
小学校	学校数	11	11	11	11	9
	学級数	58	53	53	50	43
	特別支援学級	5	5	5	5	6
	児童数(人)	613	558	548	508	484
	教員数(人)	118	119	117	115	96
中学校	学校数	4	3	3	3	3
	学級数	14	11	11	12	12
	特別支援学級	1	2	1	2	2
	生徒数(人)	332	326	310	325	295
	教員数(人)	55	48	47	47	48
高校	学校数	1	1	1	1	1
	学級数	6	6	6	6	6
	生徒数(人)	170	149	141	136	136
	教員数(人)	33	32	31	31	34

資料:学校教育課調べ

注)特別支援学級は外数、教員数は本務者

■いじめ・不登校や相談件数の状況

項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
いじめの件数 (件)	10	12	2	0
不登校の件数 (件)	3	3	5	4
「心の相談員」相談件数(件)	150	158	201	223

資料:学校教育課調べ

施策の方向 (3) 家庭や地域の教育力の向上

【取り組みの方向】

子育ての基盤である家庭が子どもにとって安心して生活できる場となるよう、また、子どもに対するしつけや生活習慣の獲得など、基本的なことが行えるよう、家庭教育を支援します。

また、子どもたちが地域のさまざまな人とのかかわりの中で、社会性やコミュニケーション能力、思いやりの心などを育めるよう、さらには、保護者が楽しく自信を持って子育てができるよう、地域団体をはじめ企業や商店、福祉施設等が連携して子どもの育ちや子育てを支援する地域づくりを進めます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ふるさと教育の推進	子どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持てるよう、地域住民や団体との連携を図り、ふるさと教育を推進します。	学校教育課
青少年の健全育成	関係機関や関係課との連携を図り、青少年のより一層の健全育成に努めます。	保健福祉課 生涯学習課
自治公民館活動事業	地域での子育て・子育て支援活動の場として利用できるよう、また、高齢者との交流の場など、共に憩える場として、地域団体による内容等についての検討や実施を促進します。	生涯学習課 保健福祉課
家庭教育学級の開催	公民館等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供について、関係課との連携を図り内容の充実に努めます。	生涯学習課 保健福祉課
人材育成事業	町民の自主的な活動である生涯学習活動を通じて、地域づくりの中心となる地域リーダーを育成します。	生涯学習課
スポーツ少年団交流大会	スポーツ少年団の交流活動を促進し、地域における団体活動の活性化と団員の健全育成を図ります。	生涯学習課
インターネット上の有害情報への対応	青少年をインターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）説明や出会い系サイトなどで子どもが被害にあわないための利用上の注意などの研修会を実施します。	学校教育課

■児童館の状況

項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
施設数 (か所)	1	1	1	1
児童厚生員 (人)	2	2	2	2
利用延人数 (人)	14,938	19,962	20,449	19,388

資料:生涯学習課調べ

■児童・青少年団体の状況

項目		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
子ども会	団体数(件)	52	52	48	37
	会員数(人)	613	557	558	508
スポーツ 少年団	団体数(件)	6	7	7	6
	会員数(人)	185	194	164	168
PTA (小・中学校)	団体数(件)	15	14	14	14
	会員数(人)	875	888	806	769

資料:生涯学習課調べ



基本目標4 安全・安心のまちづくり

施策の方向(1) 安心して外出できる環境の整備

【取り組みの方向】

子どもや妊産婦等が安全に安心して外出できるよう、道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、公共施設等におけるオムツ交換台の設置など、子育てバリアフリー[※]を進めます。

また、子どもが交通事故の被害に遭わないよう、関係機関や地域団体等との連携により保育所や小・中学校、地域での交通安全教育を推進します。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
住民の交通の利便性の確保	小中学校においてはスクールバスを、一般の方には平成20年度よりデマンド交通 [※] へ移行していますが、今後、学童保育利用等子どもや保護者の利用しやすいシステムについて検討します。	総務課 学校教育課
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設への身体障害者用トイレの設置を推進してきましたが、今後、乳児を持つ保護者の利便性の確保のため、オムツ交換台等の設置について検討します。	総務課 保健福祉課
小・中学校の耐震化事業の推進	町内の小・中学校の校舎等で、旧建築基準で建築された施設の耐震化について、学校再編を含めて計画的に実施します。	学校教育課
交通安全施設等整備事業の推進	交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道の新設や交差点の改良、道路照明灯やカーブミラーの設置等の整備を推進し、歩行者・自転車の安全確保・事故の防止を図ります。	総務課
交通安全教育の推進	警察や交通安全協会、伊方交通少年団等と連携し、児童・生徒や保護者に対し、交通安全に対する教育・啓発を行います。	総務課
チャイルドシートの購入補助	警察や交通安全協会等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行うとともに、購入補助金を交付することにより、着用の促進や交通事故被害の軽減を図ります。	総務課

施策の方向(2) 防犯・防災対策の推進

【取り組みの方向】

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や地域団体、保護者、学校等が連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の充実に努めます。

また、地震などの災害時にひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭、障害のある保護者の家庭など、災害時に支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
防犯活動の促進	子どもを犯罪被害から守るため、関係機関や家庭、地域団体等と連携し、青色防犯パトロールによる定期的な巡回や、防犯ベルの支給、各校区ごとに設置された「見守り隊」による登下校時の指導や見守り、不審者情報のホームページへの掲載と各校への連絡など、防犯活動を促進します。	総務課 学校教育課
防災活動の促進	ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭などが、地震などの災害時に避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。	総務課



基本目標5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向 (1) 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進

【取り組みの方向】

仕事か生活かの二者択一ではなく、男女が共に個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とするとともに、長時間労働等の働き方を見直し、心身の健康を保持し、仕事をしながらもボランティア活動や地域行事などの社会参加ができ、子育てにもゆとりをもって取り組めるよう、仕事と生活の調和^{*}（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

そのため、関係機関や事業者、地域などと一体となって、「ワーク・ライフ・バランス」や労働時間短縮に向けて住民をはじめ団体等に啓発を進めます。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	仕事と生活の調和の実現は、国民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なことであることを、住民が理解し事業者や地域が共にその実現に向けて取り組んでいけるよう啓発を進めます。	商工観光課
労働時間短縮に向けた啓発	長時間労働などの働き方の見直しをはじめ仕事と家庭・地域生活の調和に向けた取り組みの先進事例など、関係機関等と連携し企業啓発に努めます。	商工観光課

■「仕事と生活の調和」のあるべき姿

平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」が、政労使の合意の上、策定されました。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」ではめざすべき社会の姿として、「**国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会**」を掲げ、具体的には、以下のような社会をめざすべきとしています。

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持ってさまざまな働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

施策の方向 (2) 子育てとの両立支援

【取り組みの方向】

男女が共に仕事と子育てを両立できるよう、保育サービスの充実をはじめ、「パパ・ママ育休プラス」などを改正内容とした「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律^{*}」について、関係機関との連携により普及啓発を行います。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
保育サービス等の充実	共働き世帯等働く親の子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援するため、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。	保健福祉課 生涯学習課
育児休業制度等の周知や利用促進	子育て期間中の短時間勤務制度の義務化や子どもの看護休暇の拡充、父母共に育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）などを改正内容とした「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律」について、関係機関との連携により普及、施行の促進を図ります。	商工観光課

施策の方向 (3) 父親の家庭生活への参画促進

【取り組みの方向】

男女が共に家庭生活や地域活動等へ参加するために必要なこととして、伊方町が平成21年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」によると、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」が男性ではトップに、女性も「男性が家事などに参加することによるライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくすこと」に次いで2番目に高くなっています。

父親の家庭生活への参加は、母親の子育ての負担感を軽減するだけでなく、父親も子どもとのコミュニケーションを深め健全な親子関係を築くことにつながります。

そのため、父親の子育てに対する知識などを習得する機会の提供を図ります。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
啓発・広報活動の推進	家庭の実情に合った家事分担等について、父親のみならず子どもも含め家族による話し合いを促進します。また、広報等による男性の家事参加等に関する啓発を進めます。	政策推進課 保健福祉課
男性の家庭生活参画促進のための教室の開催	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが育児や料理、介護などが必要になった時にも困ることなく行えるよう、知識や技術習得のための教室を開催します。	保健福祉課 生涯学習課



基本目標6 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援

施策の方向(1) 児童虐待防止対策及び対応の充実

【取り組みの方向】

全国の児童相談所が受け付けた児童虐待件数は、平成20年2月時点で4万件を超え、過去最悪となっています。その背景には子育て不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{*}（以下DV^{*}））などのさまざまな問題が複雑にからんでいます。子どもの心身に深刻な被害を与える児童虐待について、未然に防止できるよう健診時の相談や保育所、小・中学校、診療所等との連携を強化し、早期発見に努めるとともに、県等関係機関との連携を図り被害に遭った子どもの保護や保護者に対する心のケアなど、対応の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
児童虐待に関する啓発活動の推進	広報紙やパンフレット等の媒体を活用して、児童虐待防止法等に関する情報を提供し、通告義務等に対する理解など住民の虐待防止に関する意識の醸成を図ります	保健福祉課
DVなどの防止	児童の目でのDV（配偶者やパートナーがその相手に暴力を振う行為）など、間接的な被害を防止するため、DV等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	保健福祉課
伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進	関係機関、関係団体と連携し、要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、伊方町要保護児童対策地域協議会を開催します。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催します。	保健福祉課
保育所や学校、家庭訪問等を通じた把握	保育所での生活や小・中学校での不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、保育士や教職員一人ひとりが平素から保育・教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。	保健福祉課 学校教育課
児童虐待への対応	虐待と見られる事例があった際には、県の児童相談所等関係機関との連携により、一時保護等の確かな対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどの対応を進めます。	保健福祉課

施策の方向(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

【取り組みの方向】

ひとり親家庭は、経済的な問題をはじめ、生活や養育などさまざまな問題を抱えていることから、精神的な不安の解消や自立に向けた相談・指導など、自立支援をより一層推進する必要があります。

そのため、ひとり親家庭が経済的にも精神的にも安定した生活が送れるよう、また、児童の健全育成や福祉の向上が図られるよう、関係機関との連携を図り、就業相談や指導などの充実に努めるほか、サービス利用等に関する情報の提供や利用促進を図ります。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
相談対応の充実	ひとり親家庭の保護者が抱えているさまざまな問題・悩み等を解決するため、適切な助言及び情報提供をするなどの相談対応の充実に努めます。	保健福祉課
就労等自立支援の推進	児童扶養手当現況届手続時等に周知資料を配付するとともに、役場本庁、各総合支所において、愛媛県の母子家庭自立支援員による就労相談等（各地区1回ずつ）を開催し、ニーズ等に応じた自立支援計画を策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援の実施に努めます。また、母子家庭等からの相談に応じ、自立支援のための総合的なサービスの提供を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業について周知を行います。	保健福祉課
経済的負担の軽減	母子家庭の経済的負担の軽減や児童の健やかな育成を図るため、引き続き医療費の助成や児童扶養手当の支給を行います。	保健福祉課
母子家庭等日常生活支援事業の推進	母子家庭に限らず父子家庭の父等が、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯に、家庭生活支援員を派遣するものですが、周知をさらに行い利用の促進を図ります。	保健福祉課

施策の方向 (3) 障害のある児童や家庭への支援の充実

【取り組みの方向】

障害のある子ども一人ひとりが、自分の能力や個性を最大限に伸ばすことができるようにするためには、一人ひとりの障害の状態やニーズ等に即したきめ細やかな支援が必要です。

そのため、保育・療育・特別支援教育など、子どもの障害に適切に対応できるよう、相談窓口の整備や療育体制、特別支援教育体制の充実を図るとともに、各ライフステージの支援がつながりを持って行えるよう、連携強化に努めます。

また、発達障害の早期発見と早期対応が行えるよう、保育所や小学校、医療機関等との連携を強化します。

【施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
障害児保育事業の推進	障害の有無にかかわらず、共に地域で暮らしていくことができるよう、保育所における障害のある児童の受け入れを実施しています。今後も、発達障害等早期発見や対応が行えるよう、保健センター等と連携し発達障害についての研修等の充実を図ります。	保健福祉課
特別支援教育支援員設置事業の推進	障害のある児童・生徒の学校生活への適応を図り、豊かな学校生活を送ることができるよう、平成21年9月1日から支援員を2人配置しています。今後も障害のある児童や保護者のニーズに対応し、特別支援教育体制の充実に努めます。	学校教育課
特別支援連携協議会の開催	障害のある児童・生徒一人ひとりに合った教育や学校生活への支援を行うため、各校に配置したコーディネーターにより、個別の指導計画や支援計画の作成について協議します。	学校教育課
研修会等の開催	教職員の専門的知識や指導技術の向上、指導方法の工夫改善を行うため、研修会の開催を実施するとともに、保護者に対する子ども支援教育相談や巡回相談を実施します。	学校教育課
障害福祉サービスの提供	居宅で入浴、排せつ、食事などの介助や介護を行う居宅介護等を行う訪問系サービスの提供を進めます。また、日常生活における基本的動作の習得など適切な指導や訓練を行う児童デイサービスの提供を進めます。	保健福祉課
地域生活支援事業の推進	障害のある児童や保護者の日常生活の支援のため、相談支援事業や日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業の提供を進めます。	保健福祉課

5 目標事業量

国への報告事項となっている保育サービス等を含め、この計画で設定した目標事業量についてとりまとめています。今後、児童の出生等の人口動向を踏まえ、保育所の統廃合など社会情勢の変化や保育ニーズを見極めながら、目標の達成、あるいは変更について検討をします。

■後期行動計画における保育サービス等の目標事業量

事業名		現 状 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業	総 計	204人	200人
	3歳未満	41人	65人
	3歳以上	163人	135人
居残り保育事業		午後6時半までは 伊方保育所のみ	実施保育所 の拡充
一時預かり事業		0か所	3か所
放課後児童健全育成事業(学童保育)		20人 1か所	50人 3か所
地域子育て支援拠点事業		0か所	ひろば型1か所

◆地域子育て支援拠点事業とは・・・

子育て中の親の孤独感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置する事業です。

基本事業は、次の4事業です。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

この事業には、「ひろば型」「センター型」「児童館型」があり、「ひろば型」は上記の4つの事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施するものです。

第4章



計画の推進体制

1 関係団体等との連携・協働

この計画の推進については、行政だけでできるものではなく、さまざまな分野において家庭をはじめ地域団体、企業、商店、ボランティア団体等との連携・協働による取り組みが必要です。

とりわけ、子どもの安全の確保や世代間交流、地域文化や生活文化の伝承、次代の親として、伊方を担う大人として、子どもや家庭を見守り、支援するためには、地域で共に育ち合う福祉意識の醸成や子どもに限らず高齢者など誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場づくりなどの取り組みが期待され、社会福祉協議会をはじめ関係課等とも連携してその活動の支援に努めます。

2 計画の周知

この計画を住民のものとして一体となって取り組んでいくため、内容や関連事業について広報紙やホームページ、公共施設等への配架、子育てに関するイベント・講座等多様な媒体や機会を活用して、広く住民への周知を図ります。

3 計画の点検・評価

この計画を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施状況の把握・点検を行うとともに、その結果についてホームページへの掲載に努めます。

資料編



計画策定の経緯と用語の説明

1 伊方町次世代育成支援後期行動計画策定の経緯

■計画策定の経緯

年月日	事項	内容
平成21年 2月20日～ 3月10日	住民意向調査	対象者：町内在住の就学前児童及び小学校児童をもつ世帯すべて（悉皆調査） 配布数：就学前児童 300世帯 回収数：235世帯 小学校児童 359世帯 回収数：333世帯 回収率：就学前児童 78.3% 小学校児童 92.8%
8～9月	伊方町次世代育成支援行動計画（前期計画）の総括	伊方町次世代育成支援行動計画（前期計画）について、関係課による達成度等の事業調査を実施
10月30日	第1回伊方町次世代育成支援行動計画策定委員会	(1) 委嘱書の交付 (2) 伊方町次世代育成支援行動計画の策定について (3) 住民意向調査の結果について (4) 前期計画の総括及び課題について (5) 伊方町次世代育成支援行動計画（案）について (6) その他
12月10日	第2回伊方町次世代育成支援行動計画策定委員会	(1) 第1回策定委員会の報告について (2) 行動計画について（計画素案 第3章） (3) 目標事業量の設定について (4) その他
平成22年 2月19日	第3回伊方町次世代育成支援行動計画策定委員会	(1) 第2回策定委員会の報告について (2) 伊方町次世代育成支援行動計画（案）について (3) その他

伊方町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊方町の次世代育成支援行動計画の指針となる次世代育成支援行動計画を策定するため、伊方町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次世代育成支援に関する調査及び研究を行い、伊方町次世代育成支援行動計画案を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学校関係者
- (3) 行政関係者等

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は副町長をもって充て、副委員長は委員の内から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外のものに委員会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補足)

第8条 この告示に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この告示は、平成21年10月16日から施行する。

伊方町次世代育成支援行動計画策定委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
P T A代表	伊方小学校P T A会長	林 正 徳	
	三机小学校P T A会長	高 月 光 治	
	三崎小学校P T A会長	濱 本 圭 二	
学校代表	伊方小学校長	長 野 照 道	
	三机小学校長	二 宮 茂 子	
	三崎小学校長	米 澤 修 一	副委員長
保護者会代表者	伊方町保育所保護者連絡協議会長	水 本 文 教	
	伊方町地域活動連絡協議会監事	阿 部 真紀子	
	伊方町地域活動連絡協議会長	増 田 由香理	
主任児童委員	伊方地域主任児童委員	三 浦 五十鈴	
	瀬戸地域主任児童委員	二 宮 幸 代	
	三崎地域主任児童委員	堀 元 康 弘	
福祉関係者	伊方保育所長	阿 部 康 子	
	三机・塩成保育所長	阿 部 美喜子	
	三崎・二名津保育所長	中 田 初 美	
医療関係者	九町診療所長	後 町 洋 一	
婦人会代表	伊方町婦人会長	渡 邊 紀 代	
保健関係者	中央保健センター保健師	梶 田 幸 子	
商工会代表者	伊方町商工会青年部長	櫻 谷 広	
青年農業者団体代表者	伊方町青年農業者協議会長	溜 池 透奥太	
青年漁業者団体代表者	瀬戸地域青年漁業者代表	山 本 達 也	
	三崎地域青年漁業者代表	梶 原 幹 雄	
行政関係者	副町長	濱 口 市 作	委員長
	政策推進課長	山 口 保 清	
	学校教育課長	菊 池 博 史	
	生涯学習課長	大 橋 伴 久	
	保健福祉課長	中 里 政 明	
事務局		保健福祉課児童福祉係	

(順不同、敬称略)

2 用語の説明

あ 行

【新しい少子化対策について】 1頁

平成18年6月20日、少子化社会対策会議において決定されました。「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進するものとしています。

【育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（育児休業、育児休業法）】 23・25・28・33・53頁

「育児休業法」は、仕事と育児の両立を支援するため、平成4年に施行されましたが、30人以下の事業所は適用外となっていました。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できます。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されています。休業期間中の賃金保障はありませんが、平成7年4月より雇用保険から休業前賃金の25%、平成13年1月から40%相当が支給されています。また休業期間中の社会保険料は免除されます。

平成7年の法改正で全事業所に適用となり、介護休業も追加され、「育児・介護休業法」となり、平成11年から施行されました。平成14年には、小学校就業前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれました。

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」では、父親の育児休業を促進するための「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれました。これは、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、女性だけではなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりが求められていますが、男性の育児休業の取得率が低く、子育てや家事に費やす時間も極めて低い水準にとどまっている状況を踏まえ、父母が共に育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できるという法改正の愛称です。なお、父親が産後8週間以内に育児休業（パパ休暇）を取得した場合には、再度育児休業を取得できるようになったことや、専業主婦の夫（専業主夫の妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

【一時預かり】 17・29・37頁

在宅で保育している保護者が育児疲れの場合や、急病の場合などに、保育所において一時的な保育を行う事業。

【5つの安心プラン】 1頁

平成20年7月29日、政府が社会保障の機能強化のための緊急対策として決定。次の5つの課題、「①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」「②健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会」「③未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」「④派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会」「⑤厚生労働行政に対する信頼の回復」について、緊急に講ずべき対策と実施していく工程について検討しとりまとめたものです。このうち、「③未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」については、新待機児童ゼロ作戦の推進

として、認定こども園の抜本的改革、保育サービスの提供手段の多様化等の保育サービス等の充実、家庭的保育（保育ママ）の制度化、育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援、兄弟姉妹のいる家庭等への支援、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築、児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組、仕事と生活の調和の実現に関する施策・事業を挙げています。

【エイズ】 43頁

ヒトに免疫低下を起こすウイルス（HIV）の感染による感染症で、免疫不全を起こし、悪性腫瘍などを発症してくる症候群をいいます。輸血や血液製剤などによる血液感染は、薬害エイズとして社会問題になりました。

か行

【家庭的な保育】 17頁

保育士や看護師などの有資格者がいる家庭で、0歳児から小学校入学前の子どもが入る受け皿として活用する国の補助事業。財政難で保育所を新設できない地方自治体が多いことから、平成20年11月成立の児童福祉法改正（家庭的保育事業は平成22年4月施行）で正式に制度化されました。定員は1施設3人以下で、子ども1人あたり3・3平方メートルの広さが確保できる部屋や衛生的な調理設備など安全面や衛生面を確保することや、保育者は20時間以上の研修を受けること等が要件となります。

【グローバル】 46頁

「地球規模の」「球状の」などを表す英語からきています。「国境を越えて地球全体にかかわるさま」を表し、「世界的規模の」という意味でも使われます。

【コーホート変化率法】 31頁

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいいます。コーホート変化率法は、人口の将来推計に用いられる手法の一種で、ある年齢集団の数（男女1歳階級別人口 例：平成21年の3歳の男子数）と前年の相当する年齢集団の数（例：平成20年の2歳の男子数）の比率を用いて、次年の年齢集団の数（平成22年の3歳の男子数）を推計する方法です。変化率は単年度ではなく数年間の平均を求めて使用することが多く、新たに生まれる子ども（0歳児）については15～49歳の女性の5歳階級別出生率（合計特殊出生率）を用いて計算します。

【子育て・子育ち】 2・3・4・33・35・48頁

「子育て」は、親による子育てである「子育ち」に対して、子ども自身が自ら育つことを指します。また、子どもの発達段階で捉えて、乳幼児の保育を対象とした「子育て」、児童健全育成分野を指す「子育ち」としても表現されます。

【子ども・子育て応援プラン】1頁

平成16年12月24日、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として策定されました。この計画では、「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかがわかるよう、概ね10年後を展望した、めざすべき社会の姿を掲げています。

【『子どもと家族を応援する日本』重点戦略】1頁

平成19年12月27日、少子化社会対策会議において決定されました。今後の人口構造の変化を展望した場合の2つの課題、①2030年頃までにおける労働力人口の減少の緩和のため、若者、女性、高齢者等の労働市場参加を実現すること、②2030年以降に予測されるより急速な生産年齢人口及び労働力人口の減少の緩和のため、国民の希望する結婚や出産・子育てをできる限り早く実現することを達成するため、就労と出産・子育ての二者択一の構造の解消という点に戦略的な対応が必要であるとの認識から、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について重点的に検討を行いとりまとめたものです。

【コミュニケーション能力】4・30・34・48頁

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受け取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受け取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受け取ることのできる力のこと。

さ行

【仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス】1・4・23・28・33・52頁

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。

【仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針】1頁

平成19年12月18日、総理大臣官邸において開かれた「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、政労使による調印の上、決定されました。憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示しています。

行動指針は、企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定しています。

【次世代育成支援対策推進法】 1・2頁

平成15年7月9日成立、7月16日公布・施行。ただし、国が定める行動計画策定指針の策定は平成15年8月22日から、地方公共団体の行動計画及び事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行されました。なお、本法は平成27年3月31日までの時限立法です。少子化の急速な進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるとされました。

平成20年12月3日に改正法が公布され、行動計画の指針に基本的視点として新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」が加えられたほか、一般事業主行動計画が従業員101人以上の企業は平成23年4月1日以降義務化されます。

【小児生活習慣病】 27・46頁

日本では子どもでも生活習慣病、つまり以前は成人病と言われていた肥満、高血圧、高脂血症、心筋梗塞、糖尿病といった病気が子供たちの間に広まっています。小児生活習慣病の一般的概念は「成人になったときの状態を考慮しながら、小児期から治療や管理をしなければならない疾患」となっています。厚生労働省では「小児期のライフスタイルの改善等により予防し得る生活習慣病」としています。

【児童虐待】 4・28・30・32・33・55頁

平成12年5月24日交付、11月20日施行の「児童虐待の防止等に関する法律」では、保護者の、その監護する児童（18歳未満）に対する虐待を禁止し、児童の心身の成長を促進することを目的としています。国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童の迅速適切な保護を行うため、関連機関等との連携を強化し、必要な体制の整備に努めるものとしています。児童虐待の定義を児童に対する①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置、保護の怠慢）、④心理的虐待を加えること、としました。

平成16年4月14日に「児童虐待の防止等に関する法律の改正」が公布され、10月1日一部を除き施行、平成17年4月1日完全施行されました。児童虐待の定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクト（養育の怠慢・放棄）の一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。また、児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

【少子高齢化、少子化】 1・2・6・20・24・25・26・27・29・30・34・43・45・46頁

出生率の低下や、平均寿命の伸びが原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。「高齢化社会」（高齢化率が7%以上の社会）や「高齢社会」（高齢化率が14%以上の社会）の定義とは異なり、「少子化社会」の定義には、具体的な数値上の基準はありません。平成4年度国民生活白書では、合計特殊出生率が人口置き換え水準をはるかに下まわり、かつ、子どもの数が高齢者人口（65歳以上人口）よりも少なくなった社会を、「少子社会」と呼びました。わが国では平成9年に子どもの数が高齢者人口よりも少なくなったので、この年以降、少子社会となったこととなります。そして、21世紀で

は、少子化の一方で高齢化が進展する「少子高齢社会」を迎えています。

【食育】27・32・42頁

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行います。

【新待機児童ゼロ作戦】1・14頁

平成20年2月27日、厚生労働省の取りまとめ。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量共に充実・強化し、推進するためのもの。特に最初の3年間を集中重点期間として取組を進めるとしています。また、10年後の目標として、次の2点を挙げています。

- ①保育サービス（3歳未満児）の提供割合 38%（現行20%）
〔利用児童数（0～5歳児）100万人増〕
- ②放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合 60%（現行19%）
〔登録児童数 145万人増〕

た 行

【男女共同参画社会】28・54頁

平成11年6月に成立・施行された「男女共同参画社会基本法」では、第2条で、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会」としています。

【デマンド交通】27・50頁

あらかじめ利用者から希望する時間や目的地を聞き、運行させる交通システムのことです。伊方町では町民の新たなサービスとして交通手段に不便をきたしている方々のために、電話予約による低料金で戸口から戸口までの送迎サービス（乗り合い制）を提供する「伊方町デマンド交通」を、平成20年4月1日から本格運行を開始しました。愛称は、「ふれあい号」としています。事前の個人登録が必要で、商工会が受付窓口となっています。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】55頁

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われます。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えること、精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に、被害者の保護や裁判所による保護命令、国や地方公共団体の責務、配偶者暴力相談支援センターの設置を骨格とする法律で、平成13年4月公布、平成14年4月に完全施行されました。また、平成16年6月改正、12月施行では、身体

的な暴力のみならず心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となり、保護の対象を子どもと元配偶者まで拡大し、加害者が6か月間近づくことの禁止や退去命令の期間を2か月に延長するなど規定しています。平成19年7月に改正され、平成20年1月施行の一部改正法では、暴力防止や被害者保護のための市町村基本計画や相談支援センター機能の設置などが努力義務となっています。

な 行

【妊娠高血圧症候群】 39頁

以前は『妊娠中毒症』と言われていた症状で、妊娠20週以降、分娩後12週まで血圧の上昇、または、高血圧に蛋白尿を伴う場合のいずれかで、かつこれらの症状が単なる妊娠の偶発合併症によるものではないものをいいます。症状が悪化すると母子ともに危険なもの。体重管理や薄味でバランスのよい食生活、十分な休養を取るなどして予防します。

【認定こども園（幼稚園型、保育所型）】 17・29頁

平成18年10月1日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づくもので、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取組だけでは対応できない状況が顕在化してきたことを背景に、親の就労の有無に関わらず施設利用が可能であるこの「認定こども園」が制度化されました。

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能・・・保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能。
- ②地域における子育て支援を行う機能・・・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能。

認定こども園には、地域の実情に応じて以下のような多様なタイプが認められます。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

- ①幼稚園型・・・認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- ②保育所型・・・認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- ③幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- ④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

は 行

【発達障害】 30・40・57頁

ADD（ADHD）：注意欠陥障害（注意欠陥・多動性障害）、LD：学習障害、アスペルガー症候群・高機能自閉症などを発達障害といいます。ADD（ADHD）は不注意と多動（衝動）性の症状が主な発達障害で、LDは読む、話す、書く、聞く、計算するなどを正確

にできにくいなど、学習能力に問題がある障害です。アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的には遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的に話すなど、コミュニケーションの問題が見受けられます。

【バリアフリー】 27・50頁

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。子育てのバリアフリー化とは、妊産婦等が安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。車いすやベビーカーでも通ることができるように、道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、授乳できるスペースを整備したりすることをいいます。

【引きこもり】 4・43頁

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、引きこもりとは「さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。これはなにも特別な現象ではなく、何らかの理由で、周囲の環境に適応できにくくなった時に、引きこもる」ということがあります。このような「引きこもり」の中には、生物学的な要因が強く関与していて、適応に困難を感じ「引きこもり」をはじめたという見方をすると理解しやすい状態もありますし、逆に環境の側に強いストレスがあって、「引きこもり」という状態におちいつている、と考えた方が理解しやすい状態もあります。つまり、「引きこもり」とは、病名ではなく、ましてや単一の疾患ではありません。また、「いじめのせい」「家族関係のせい」「病気のせい」と一つの原因で「引きこもり」が生じるわけでもありません。生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが、さまざまに絡み合っ、て、「引きこもり」という現象を生むのです。引きこもることによって、強いストレスをさけ、仮の安定を得ている、しかし同時に、そこからの離脱もむずかしくなっている、「引きこもり」は、そのような特徴のある、多様性を持ったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題とすることができるとしてあります。

【病児・病後児保育】 17頁

保育所などに通園中の児童が病気や病気の回復期であり、集団保育の困難な時期に児童を保育所等の施設において一時的に預かる事業。

【ファミリーサポートセンター事業】 17頁

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人が相互に会員となって、会員同士が保育所の送迎、保育所閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行う事業。

【フィルタリング】 48頁

インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

【フォロー】 39頁

一段落したあともさらに追いつけたり、何かことがあれば処置するなど対応したりすること。

ら行

【ライフスタイル】 54頁

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

【ライフステージ】 57頁

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などをいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、各期の区分はさまざまです。

「キラリ輝く子どもの笑顔」が絶えない伊方をめざして

伊方町次世代育成支援後期行動計画

編集・発行 伊方町 保健福祉課
〒796-0301
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
TEL : 0894-38-0211
FAX : 0894-38-0372

発行日 平成22年3月